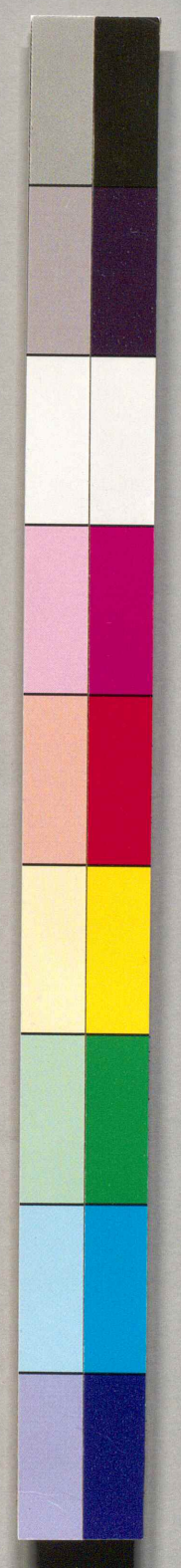


お茶の水女子大学要覧

昭和37年度



目 次

I 学 年 曆	( 1 )
II 沿 革 略	( 2 )
III 組 織	( 5 )
1. 事務機構	( 5 )
2. 学部学科	( 6 )
3. 職員定員表	( 7 )
IV 規 則	( 8 )
1. 学 則	( 8 )
2. 学部規程	(13)
3. 学部履修規程	(16)
4. 各学部学科課程	(18)
5. 評議會規程	(33)
6. 評議會運管規程	(34)
7. 協議會規程	(35)
8. 教授會規程	(35)
9. 大學事務規程	(36)
10. 預算委員會規程	(41)
11. 入学試驗委員會規程	(42)
12. 教務委員會規程	(43)
13. 一般教育委員會規程	(44)
14. 教職課程委員會規程	(44)
15. 教育實習委員會規約	(45)
16. 附屬圖書館運管委員會規程	(45)
17. 學生委員會規程	(46)
18. 寮務委員會規程	(47)
19. 学 寮 規 程	(48)
20. 学 生 準 則	(51)
21. 授業料免除等規程	(51)
22. 專攻科規程	(55)
23. 研究生規程	(56)

24.	聴講生規程	(57)
25.	委託生規程	(58)
26.	私学研修員規程	(59)
27.	外国人特別学生規程	(60)
28.	附属図書館利用規程	(61)
29.	幼稚園教員臨時養成課程規程	(63)
30.	幼稚園教員臨時養成課程運営規程	(65)
31.	食物化学研究所規程	(66)
32.	ヘルスセンター運営委員会規程	(67)
33.	食堂運営委員会規程	(69)
34.	所属国有財産使用規程	(70)
35.	文書処理規程	(72)
36.	宿日直規程	(73)
37.	学長候補者選考規程	(74)
38.	学長候補者選挙管理委員会規程	(76)
39.	学部長候補者推薦内規	(77)
40.	附属図書館長候補者選考規程	(78)
41.	教官選考規程	(79)
42.	教官選考の基準に関する内規	(81)
43.	附属学校長候補者選考規程	(81)
44.	名誉教授に関する規程	(82)
45.	教授等停年に関する内規	(83)
V	附属施設及び研究施設	(84)
1.	附属図書館	(84)
2.	お茶の水女子大学食物化学研究所	(85)
3.	附属学校	(86)
VI	土地建物	(93)
1.	用途別土地面積	(93)
2.	所在地別用途別建物面積	(93)
VII	職員	(96)
VIII	学生	(105)
1.	学生の定員及び現員	(105)
2.	学生出身地都道府県別一覧表	(106)

## I 学 年 曆

4 月 1 日	学年並びに前学期始・春季休業始
4 月 7 日	春季休業終
4 月 29 日	天皇誕生日 (休日)
5 月 3 日	憲法記念日 (休日)
5 月 5 日	こどもの日 (休日)
7 月 11 日	夏季休業始
9 月 10 日	夏季休業終
9 月 23 日	秋分の日 (休日)
10 月 20 日	前学期終
10 月 21 日	後学期始
11 月 3 日	文化の日 (休日)
11 月 23 日	勤労感謝の日 (休日)
11 月 29 日	創立記念日
12 月 25 日	冬季休業始
1 月 7 日	冬季休業終
1 月 15 日	成人の日 (休日)
3 月 21 日	春分の日 (休日)
3 月 31 日	学年並びに後学期終

## Ⅱ 沿革略

明治7年(1874)3月14日

お茶の水女子大学の前身東京女子師範学校設立の布達があった。

明治8年(1875)11月29日

「お茶の水」(現文京区湯島3丁目)の地に東京女子師範学校校舎が新築落成、開校式が行なわれた。

明治18年(1885)8月

東京女子師範学校及び附属校園を東京師範学校に合併、東京師範学校女子部と称した。

明治19年(1886)4月1日

師範学校令が公布され、東京師範学校は高等師範学校となった。

明治23年(1890)3月24日

高等師範学校女子部を分離し、女子高等師範学校と称した。

明治39年(1906)4月2日

第六臨時教員養成所設置。

明治41年(1908)4月1日

奈良女子高等師範学校の設置にともない、東京女子高等師範学校と改称した。(勅令第68号)

大正12年(1923)9月1日

関東大震災火災のため、校舎焼失。

昭和11年(1936)11月28日

現在地文京区大塚町35所在の新営校舎に移転完了。開校式を挙行了した。

昭和20年(1945)3月10日

昭和20年(1945)4月13日

戦災のため、校内寄宿舎焼失。

昭和24年(1949)5月31日

国立学校設置法が公布され(法律第150号)、新たに「お茶の水女子大学」が国立新制大学の一として東京女子高等師範学校を包括設置された。

設置学部は、文、理家政の2学部、学生定員884名、職員定員320名となった。

昭和24年5月31日

文部教官(第二高等学校長)野口明が、お茶の水女子大学長兼東京女子高等師範学校長に補せられた。

昭和24年7月6日

企画委員会を設置、評議会の組織されるまで大学の管理運営に関する暫定的諮問機関とした。

昭和24年11月5日

東京女子高等師範学校創立75周年記念式ならびにお茶の水女子大学開学記念式を挙行了した。

昭和25年(1950)3月31日

国立学校設置法の一部が改正され(法律第51号)、「文学部、理家政学部」の2学部が「文教育学部、理学部、家政学部」の3学部となった。

昭和25年4月1日

文教育学部教育学科に音楽教育学専攻を設け、学生定員を48名とした。

同専攻の設置により、学生定員は932名に改められた。

昭和25年4月1日

幼稚園教員臨時養成課程設置、定員30名、修業年限1年(27年度から2年となる)。

昭和26年(1951)3月31日

国立学校設置法の一部が改正され(法律第84号)、職員定員が318名に改められた。

昭和26年4月1日

教職員通信教育部設置。

昭和27年(1952)3月31日

国立学校設置法の一部が改正され(法律第22号)、東京女子高等師範学校を廃止、附属高等学校、中学校、小学校及び幼稚園は、お茶の水女子大学文教育学部附置となり、職員定員は312名に改められた。

昭和27年3月31日

お茶の水女子大学長兼東京女子高等師範学校長野口明の兼職が解かれた。

昭和27年10月1日

企画委員会を廃止、評議会を設けた。

昭和29年(1954)1月1日

お茶の水女子大学長野口明が退職、蠟山政道が学長に就任した。

昭和29年4月1日

家政学部に専攻科設置、修業年限は1年。

昭和30年(1955)4月1日

文教育学部に専攻科設置。

昭和30年11月24日

創立80周年記念式を挙行了した。

昭和31年(1956)4月1日

理学部に専攻科設置。

昭和34年(1959)4月1日

家政学部附属食物化学研究施設が設置された。

昭和34年9月18日

附属図書館新築落成、開館式を挙行了した。

昭和34年9月19日

新制大学創立10周年記念式を挙行政した。

昭和35年(1960)1月1日

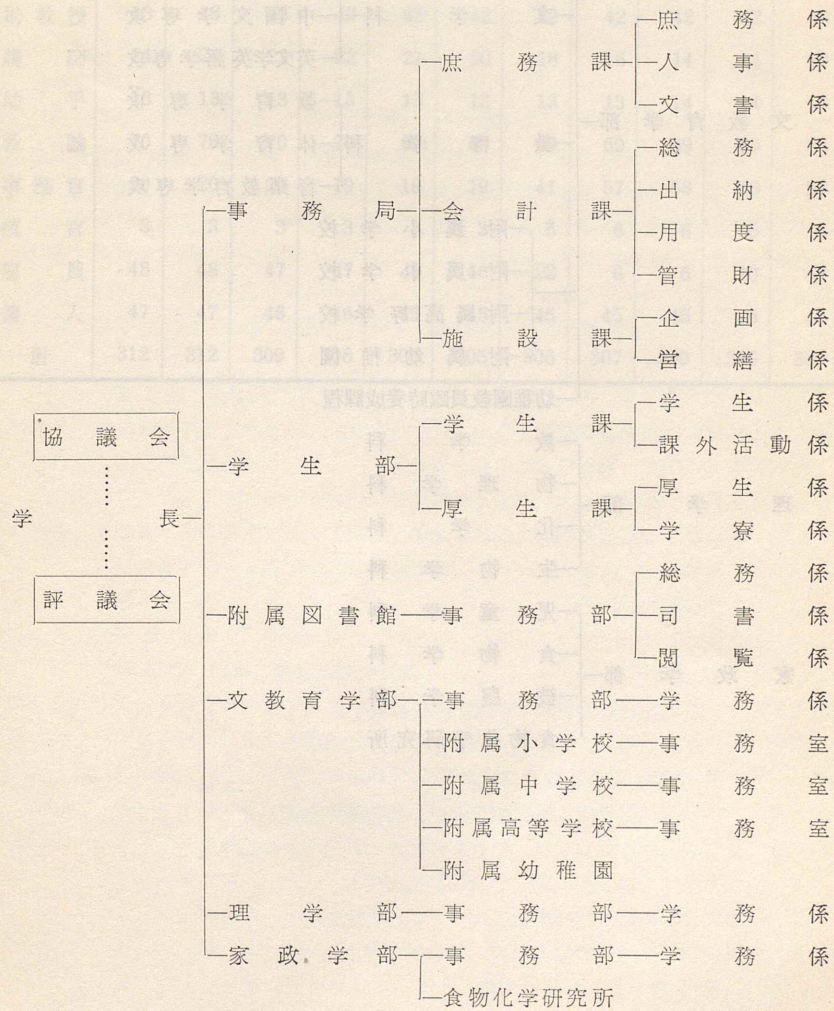
お茶の水女子大学長蟻山政道退職、久米又三が学長に就任した。

昭和35年3月25日

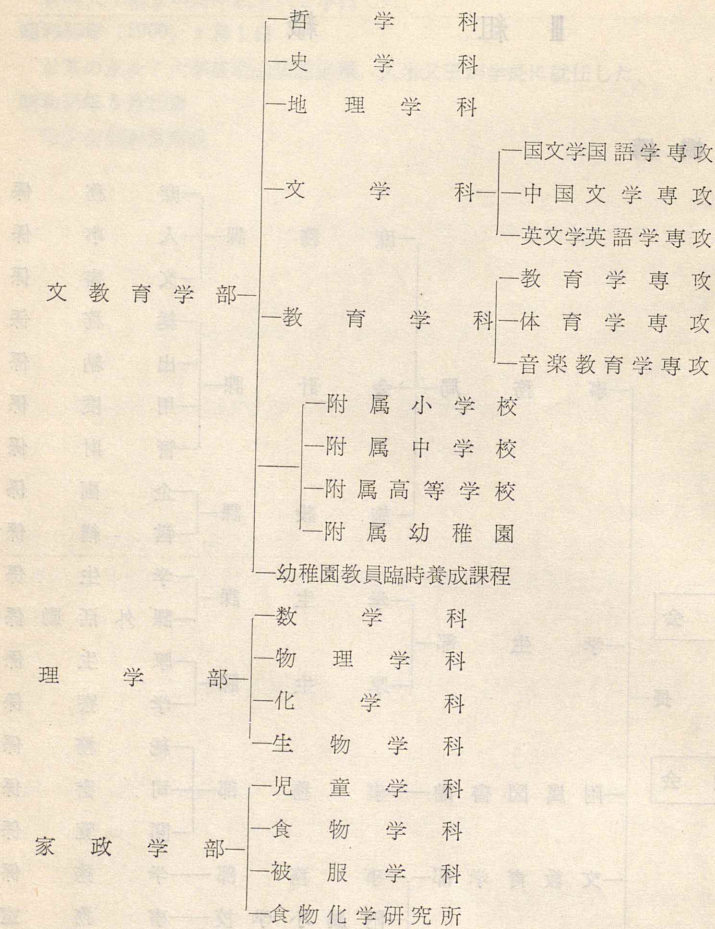
学生会館新築落成。

### III 組織

#### 1. 事務機構



2. 学部・学科



3. 職員定員表

職名	区分										
	昭 27年度	昭 28年度	昭 29年度	昭 30年度	昭 31年度	昭 32年度	昭 33年度	昭 34年度	昭 35年度	昭 36年度	昭 37年度
学 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教 授	43	43	43	45	46	47	50	52	54	56	57
助 教 授	43	43	43	42	42	42	42	42	42	42	46
講 師	24	24	23	22	21	20	18	16	14	14	10
助 手	13	13	13	13	13	13	13	13	14	14	15
教 諭	70	70	70	70	69	69	69	69	69	69	69
事 務 官	20	20	20	19	19	19	41	57	58	58	58
技 官	3	3	3	3	3	3	5	6	6	6	6
雇 員	48	48	47	47	46	46	22	6	6	10	42
備 人	47	47	46	46	45	45	45	45	45	45	45
計	312	312	309	308	305	305	306	307	309	315	349

## VI 規 則

### 1. 学 則

#### お茶の水女子大学学則

##### 第1章 総 則

###### 第1節 目 的

第1条 本学は広く知識を授け、深く専門の技術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もつて社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

###### 第2節 構 成

第2条 本学に次の学部を置く。

文 教 育 学 部

理 学 部

家 政 学 部

第3条 本学に附属図書館を置く。

附属図書館に関する規程は別にこれを定める。

第4条 文教育学部に次の附属学校を置く。

附属学校に関する規程は別にこれを定める。

附属高等学校

附属中学校

附属小学校

附属幼稚園

第4条の2 家政学部に食物化学研究施設を置く。

食物化学研究施設に関する規程は別にこれを定める。

###### 第3節 職員組織及び職務

第5条 本学の職員組織は、国立学校設置法施行規則の定めるところによる。

第6条 職員の職務に関しては、学校教育法その他法令の定めるところによる。

1 各学部長はその学部に関する事項を掌理する。

2 附属図書館長は附属図書館に関する事項を掌理する。

3 附属学校の長はその附属学校に関する事項を掌理する。

###### 第4節 会 議

第7条 本学に評議会を置く。

評議会に関する規程は別にこれを定める。

第8条 各学部に教授会を置く。

教授会に関する規程は別にこれを定める。

第9条 本学に委員会を置くことができる。

各委員会に関する規程は別にこれを定める。

### 第2章 学 部 通 則

#### 第1節 修業年限、課程及び履修方法

第10条 各学部修業年限は4年とする。

在学期間は8年を超えることができない。

第11条 本学の学科課程は、一般教育課程、専門課程及び体育とし、学科目及びその単位数は各学部規程の定めるところによる。

第12条 学生は在学中に次の単位を修得しなければならない。

一般教育科目36単位以上、専門科目84単位以上、体育4単位以上、合計124単位以上。

第13条 教育職員免許状を取得するためには、前条単位の履修にあたり、免許法規の規定する方法により教職科目を選択修得しなければならない。

第14条 履修方法単位の修得試験等に関する細則は各学部履修規程の定めるところによる。

#### 第2節 卒業及び学士称号

第15条 学部にて4年以上在学し、定められた科目及び単位数を履修した者は卒業生としてこれに卒業証書を授与する。

<sup>2</sup> 転学者及び編入学者の学業については別にこれを定める。

第16条 卒業生は次の区別に従って学士と称することができる。

文教育学部 文学士又は教育学士

理学部 理学士

家政学部 家政学士

#### 第3節 学年、学期及び休業日

第17条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第18条 学年を分けて次の二学期とする。

前 学 期 4月1日より10月20日まで

後 学 期 10月21日より翌年3月31日まで

第19条 学年中の定期休業日を次の通りとする。

1 国民の祝日

2 創立記念日 11月29日

3 日 曜 日

4 春季休業 4月1日より4月7日まで

5 夏季休業 7月11日より9月10日まで

6 冬季休業 12月25日より翌年1月7日まで

#### 第4節 入学、退学、休学、転学及び編入学

第20条 入学の時期は毎学年の始めより30日以内とする。

第21条 入学資格は学校教育法第五十六条及び学校教育法施行規則第六十九条の規定により、次の各号の一に該当する女子でなければならない。

- 1 高等学校を卒業した者。
- 2 通常の課程による12年の学校教育を終了した者又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者。
- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。
- 4 文部大臣の指定した者。
- 5 その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

第22条 入学者は、入学志望者について、学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上学長がこれを許可する。

第23条 次の各号の一に該当する者は前3条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

- 1 一学部を卒えた者で更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者。
- 2 退学した者で更に同一の学部に入學を志願する者。
- 3 他の大学の学部を卒えた者。

第24条 入学を許可された者は別に定めるところにより宣誓をしなければならない。理由なくして宣誓しない者は入学を取り消す。

第25条 退学を希望する者はその理由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

第26条 一度退学した者が復学を願い出た場合は審査の上これを許可することができる。

第27条 次の各号の一に該当するときは学長は論旨退学をさせ又は除籍することができる。

- 1 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- 2 病気その他の理由によつて成業の見込がないと認められた者。
- 3 許可がなくて授業料を怠納し、又は延期期限が経過してもこれを納めない者。

第28条 病気その他の事由により引き続き2か月以上修学することができないときは、事由を具して学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

- 1 休学の期間はその学年末までとする。但し特別の事情があるときは引き続き休学を願い出ることができる。
- 2 休学は通算して四年を超えてはならない。
- 3 休学期間は在学期間に数えない。
- 4 休学期間中にその事由がやんだときは、学長の許可を得て出席することができる。

第29条 他の大学から本学に転学を志望する者があるときは、収容力のある限り審査の上入学させることができる。

- 2 前項の場合は入学願書に現に在学する大学の学長の承認を得なければならない。

第30条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

第31条 編入学を志願する者があるときは第29条を準用する。

#### 第5節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第32条 入学を志願する者は入学願書に添えて検定料1,000円を納めなければならない。

第33条 入学料は1,000円とし、指定の期日までに納めなければならない。入学料を納めない者は入学許可を取り消す。

第34条 授業料は年額9,000円とし、次の2期に分けて納めなければならない。

第1期 4,500円 前学期始業日から20日間

第2期 4,500円 後学期始業日から20日間

第35条 寄宿料は月額100円とし、毎月その月の20日までに納めなければならない。

第36条 退学の許可を得た者の授業料は、その者が在学していた期までの分を納めなければならない。

第37条 一度納めた検定料、入学料、授業料及び寄宿料はどのような場合でもこれを返さない。

第38条 授業料を2期に納めることが困難な者に対しては、本人の願い出により学長はその徴収を猶予し又は分納を許可することができる。徴収の猶予又は分納に関する規程は別にこれを定める。

第39条 学費の支弁が極めて困難なため授業料の免除を受けようとする者があるときは学長はこれを免除することができる。

免除に関する規程は別にこれを定める。

第40条 休学の許可を得た者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの分を免除する。

第41条 停学を命ぜられた期間中の授業料はこれを徴収する。

#### 第6節 専攻科課程

第42条 本学に文教育学専攻科、理学専攻科、家政学専攻科を置く。

専攻科に関する規程は別にこれを定める。

#### 第7節 聴講生、委託生、研究生、私学研修員及び外国人特別学生

第43条 本学の定める課程の一部を選んで聴講しようとする者があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上聴講生として入学を許可することができる。

第44条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託出願があるときは学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上委託生として入学を許可することができる。

第45条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考の上研究生ならびに私学研修員として入学を許可することができる。

第46条 外国人で入学しようとする者があるときは選考の上、外国人特別学生として入学を許可することができる。

第47条 聴講生、委託生、研究生、私学研修員及び外国人特別学生に関する規程は別にこれを定める。



## 第8節 公開講座及び通信教育

第48条 公開講座及び通信教育は社会人の教養を高めるため適時これを行う。  
公開講座及び通信教育に関する規程は別にこれを定める。

## 第9節 賞 罰

第49条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、教授会の議を経て学長はこれを表彰することがある。

第50条 学生が学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反したときは、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

懲戒は戒告、停学及び退学とする。

第51条 学生団体の活動が学生準則に違反し、その他本学の使命に反するものと認められたとき、学生委員会の議を経て学長が団体の活動の制限停止または解散を命ずることができる。

<sup>2</sup> 前項の学生準則は別にこれを定める。

第52条 前二条の処分に対して関係者より相当の理由を附して異議の申し出があつたときは、評議会の議を経て学長は適当な措置をすることができる。

## 第10節 厚生保健ならびに課外活動施設

第53条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学及び生活の指導に資する。  
寄宿舎に関する規程は別にこれを定める。

第54条 本学にヘルスセンターを附設し、学生および職員の心身の保健に資する。  
ヘルスセンターに関する規程は別にこれを定める。

第55条 本学に学生会館を附設する。  
学生会館に関する規程は別に定める。

### 附 則

- 1 この改正は昭和25年12月20日よりこれを施行する。
- 2 削 除
- 3 削 除
- 4 この改正は昭和26年5月21日よりこれを施行する。
- 5 昭和26年度以前の入学者に対する第11条ないし第13条の適用は新旧規程を勘案して適宜これを定める。
- 6 第34条に定める授業料は昭和26年以前の入学者に対してはなお従前の額による。
- 7 この改正は昭和27年10月8日よりこれを施行し4月1日より適用する。
- 8 この改正は昭和28年4月15日より施行する。
- 9 この改正は昭和29年12月22日より施行する。
- 10 この改正は昭和31年4月1日より施行する。
- 11 この改正は昭和33年5月25日より施行する。
- 12 この改正は昭和35年4月10日より施行する。
- 13 この改正は昭和36年3月8日より施行する。

## 2. 学 部 規 程

### 文教育学部規程

#### 第1節 学科、講座及び学生定員

第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

#### 哲 学 科

第1講座 哲 学

第2講座 倫 理 学

#### 史 学 科

第1講座 日本史学

第2講座 東洋史学

第3講座 西洋史学

#### 地 理 学 科

第1講座 人文地理学

第2講座 自然地理学

#### 文 学 科

##### 国文学、国語学専攻

第1講座 古代国文学

第2講座 近代国文学

第3講座 国 語 学

##### 中国文学専攻

第1講座 中国文学

##### 英文学、英語学専攻

第1講座 英 文 学

第2講座 英 語 学

#### 教 育 学 科

##### 教育学専攻

第1講座 教育学・教育史

第2講座 教育心理学

第3講座 教育社会学・教育行政

第4講座 教育課程・教育方法

##### 体育学専攻

第1講座 体 育 学

第2講座 女子体育学

第3講座 健康教育学

##### 音楽教育学専攻

第1講座 音楽学

第2講座 音楽教育学

第2条 本学部の学生定員は次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
哲学科	10名	40名
史学科	15名	60名
地理学科	12名	48名
文学科	45名	180名

(国文学国語学専攻25名・中国文学専攻5名・英文学英語学専攻15名)

教育学科 47名 188名

(教育学専攻20名・体育学専攻15名・音楽教育学専攻12名)

計 129名 516名

第2節 学科課程及び履修単位

第3条 本学部における学科課程は別表に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は別にこれを定める。

### 理 学 部 規 程

第1節 学科、講座及び学生定員

第1条 本学部次に次の学科及び講座を置く。

数 学 科

第1講座 解析学第1

第2講座 解析学第2

第3講座 代 数 学

第4講座 幾 何 学

物 理 学 科

第1講座 力 学

第2講座 電磁気学・光学

第3講座 量子力学

第4講座 原子、原子核物理学

化 学 科

第1講座 物理化学

第2講座 無機化学・分析化学

第3講座 有機化学

第4講座 生物化学

生 物 学 科

第1講座 動物形態学

第2講座 動物生理学

第3講座 植物形態学

第4講座 植物生理学

第5講座 遺 伝 学

第2条 本学部の学生定員は次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
数 学 科	20名	80名
物 理 学 科	20名	80名
化 学 科	20名	80名
生 物 学 科	20名	80名
計	80名	320名

第2節 学科課程及び履修単位

第3条 本学部における学科課程は別に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は別にこれを定める。

### 家 政 学 部 規 程

第1節 学科、講座及び学生定員

第1条 本学部次に次の学科及び講座を置く。

児 童 学 科 第1講座 児童教養

第2講座 児童保健

第3講座 児童福祉

食 物 学 科 第1講座 栄養学

第2講座 食品学

第3講座 調理学

被 服 学 科 第1講座 被服科学

第2講座 被服構成学

第3講座 被服美学

家政学部共通講座 家庭管理学、家族経済学、家政学原論

第2条 本学部の学生定員は次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
児童学科	15名	60名
食物学科	15名	60名
被服学科	15名	60名
産業教育教員養成課程	10名	40名
計	55名	220名

第2節 学科課程及び履修単位

第3条 本学部における学科課程は別に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は別にこれを定める。

附 則

- 1 この改正は昭和29年4月1日よりこれを施行する。
- 2 この改正は昭和36年10月25日よりこれを施行する。

### 3. 学部履修規程

学科課程・学科目・単位

第1条 学科目を分けて一般教育科目・体育科目・専門科目及び教職教育科目とする。

第2条 一般教育科目は各学部共通で、人文科学・社会科学・自然科学の三系列に分けられる。

第3条 体育科目は、各学部共通で必修とする。

第4条 専門科目は、更に各学科（又はそれに準ずる専攻別）において専攻科目・関連科目及び自由選択科目に分けられる。

専攻科目は、必修科目または選択科目として指定される。

関連科目は、専攻科目の基礎となる科目又は極めて関連の深い科目であって、同じく必修科目又は選択科目として指定される。関連科目必修の中には外国語（英・独・仏のいずれか）が含まれる。

自由選択科目は、すべての学部学科における専門科目及び教職教育科目の中から選ぶことができる。

第5条 教育職員免許状の取得を希望する者は、以上のほかに必要な教職教育科目を履修しなければならない。

第6条 各学科の課程を修了した学生には単位が与えられる。

各学科目に対する単位は次の基準に従って定められる。

講義 毎週1時間15週を 1単位

演習 毎週2時間15週を 1単位

実験・実習 毎週3時間15週を 1単位

卒業論文・特別研究（又はそれに準ずるもの）・校外実習・教育実習等は別に定める基準による。

第7条 各学部における学科目の種類及び単位数は、別表「学科課程」のとおりである。

第8条 学士号を取得するためには、次の表に従って学科目を履修し、その単位数が124以上でなければならない。（別表参照）

履修科目の届出

第9条 学生は、履修しようとする科目をそれぞれその開講の始めに学部事務室へ届け出て、担当教官の許可を得なければならない。届出の手續、期間は別に定める。履修科目を取り消そうとするものは、別に定める期間内に届け出なければならない。

第10条 学生がある科目について、聴講のみを希望する場合は担当教官の許可を得なければならない。

### 成績評価・試験

第11条 成績の評価は、その科目を修了したときに行なう。但し1年を越えて連続する科目にあっては、少くとも1年ごとに成績の評価を行なう。

第12条 評価は原則として試験（論文・報告等を含む）、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。定期試験は、各学期ごとに行なうのを原則とする。

第13条 成績の評価はA・B・C・Dの4種類とする。A・B・Cの評価を得たものは、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。

学生の取得した単位は、その評価とともに記録にとどめる。

第14条 病気その他正当な理由で試験等を受けることができなかったものに対しては、別に定める手續によつて追試験を行なうことができる。

追試験を受けようとする者は、追試験願を各学部事務室へ提出しなければならない。

別 表

学 科 別	科 目 別		専 門 科 目		合 計	
	一般教育科目	体育科目	専攻科目及び関連科目	自由選択科目		
哲 学 科	36	4	64	20	124	
史 学 科	36	4	60	24	124	
地 理 学 科	36	4	64	20	124	
文 学 科	国文学・国語学専攻	36	4	64	20	124
	中国文学専攻	36	4	64	20	124
	英文学・英語学専攻	36	4	64	20	124
教 育 学 科	教育学専攻	36	4	64	20	124
	体育学専攻	36	4	64	20	124
	音楽教育学専攻	36	4	64	20	124
数 学 科	36	4	64	20	124	
物 理 学 科	36	4	64	20	124	
化 学 科	36	4	56	28	124	
生 物 学 科	36	4	64	20	124	
児 童 学 科	36	4	64	20	124	
食 物 学 科	36	4	64	20	124	
被 服 学 科	36	4	64	20	124	

注1 専門科目の履修単位数は合計84単位以上である。その中、専攻科目及び関連科目の単位数は最低単位数であつて、それ以上の単位を履修した場合は、自由選択科目の単位数との合計が84単位になればよい。

注2 一般教育科目は人文科学・社会科学・自然科学の各系列において、それぞれ3科目12単位以上、全体として36単位以上を選択履修しなければならない。

4. 各学部学科課程

お茶の水女子大学各学部学科課程

下記表の中、備考欄のローマ数字は、適当と思われる履修年次を示したもの。

A 一般教育科目および体育科目

科 目	単 位	備 考
<b>a 一般教育科目</b>		
人文科学系列	12	下記科目から3科目12単位以上
哲 学	4	
倫 理 学	2	
心 理 学	4	
宗 教 学	4	
文 学	4	
美 学	2	
美 術 史	2	
音 楽 その I	4	(毎年交替)
音 楽 その II	2	
社会科学系列	12	下記科目から3科目12単位以上
法学その I	4	日本国憲法総論2各論2(民法を主とするもの)
法学その II	4	
政 治 学	2	
経 済 学	4	
社 会 学	4	
歴 史 学	4	
文化人類学	2	
地 理 学	2	
家 政 学	2	
自然科学系列	12	下記科目から3科目12単位以上
数 学	4	
物 理 学	4	
化 学	4	
生物学	2	
動物学	2	
植物学	2	

地 学	2	天文気象
	2	地質鉱物
統 計 学	2	
総合コース	4	
b 体育科目	4	

B 専門科目

★ 文 教 育 学 部

哲学科	第1講座	哲 学
	第2講座	倫 理 学
○専攻科目(必修)	48	
論 理 学	4	
倫 理 学 概 論	4	
美 学	4	
西洋(古代・中世・近世)哲学史	8	
東洋哲学史	4	
西洋倫理思想史	4	
日本倫理思想史	4	
現代哲学	4	
哲学通論	4	
卒業論文作成	8	
計	48	
○専攻科目(選択)	8	下記3群のいずれかを選択
哲学特殊講義(I)	4	
同 (II)	4	
哲学演習	2	
哲学史演習	2	
倫理学特殊講義(I)	4	
同 (II)	4	
倫理学演習	2	
倫理学史演習	2	
美学特殊講義(I)	4	
同 (II)	4	
美学演習	2	
美学史演習	2	

計	36
○関連科目(必修)	8
外 国 語	8
○自由選択科目	20
史学科	第1講座 日 本 史 学
	第2講座 東 洋 史 学
	第3講座 西 洋 史 学
(日本史学専攻)	
○専攻科目(必修)	24
史学概論	4
日本史概説	4
東洋史概説	4
西洋史概説	4
卒業論文作成	8
計	24
○専攻科目(選択必修)	8
日本史学演習A	2
同 B	2
日本史史料講読	2
東洋史 "	2
西洋史 "	2
計	10
○専攻科目(選択)	20
日本史特殊講義A	4
同 B	4
同 C	4
東洋史特殊講義A	4
同 B	4
同 C	4
西洋史特殊講義A	4
同 B	4
同 C	4
近代史特殊講義	4
史蹟調査	1
考古学通論	4
古文書学	2
計	47

○関連科目(必修)	8
外 国 語	8
○自由選択科目	24
(東洋史学専攻)	
○専攻科目(必修)	24
(科目は日本史学専攻と同じ)	
○専攻科目(選択必修)	8
東洋史学演習A	2
同 B	2
日本史史料講読	2
東洋史 "	2
西洋史 "	2
計	10
○専攻科目(選択)	20
(科目は日本史学専攻と同じ)	
○関連科目(必修)	8
(科目は日本史学専攻と同じ)	
○自由選択科目	24
(西洋史学専攻)	
○専攻科目(必修)	24
(科目は日本史学専攻と同じ)	
○専攻科目(選択必修)	8
西洋史学演習A	2
同 B	2
日本史史料講読	2
東洋史 "	2
西洋史 "	2
計	10
○専攻科目(選択)	20
(科目は日本史学専攻と同じ)	
○関連科目(必修)	8
(科目は日本史学専攻と同じ)	
○自由選択科目	24
地理学科	第1講座 人文地理学
	第2講座 自然地理学
○専攻科目(必修)	34
地理学概論	4
経済地理学	4
集落地理学	2
地形学	4
気候学I	4

日本地誌I	4
地理学演習III (ゼミナール)	2
地図学演習	2
卒業論文作成 計	8 34
○専攻科目 (選択必修)	8
外国地誌I(世界)	4
同 II(米・ソ等)	4
同 III(アジア)	4
地理学演習I (英書講読)	2
同 II (独書講読)	2
地理学巡検 計	4 20
○専攻科目(選択)	14
政治地理学	2
歴史地理学	2
交通地理学	2
地図学	2
写真地理学	2
地質学I	4
地質学II	2
地質学III	2
地質学IV	2
土壌学	2
気候学II	2
陸水海洋学	2
日本地誌II	2
外国地誌I(世界)	4
同 II(米・ソ等)	4
同 III(アジア)	4
地理学特別講義	6
地理調査法	2
地理学巡検	4
地理学演習III	2

(ゼミナール)	
自然地理学実験	2
地理学演習I (英書講読)	2
同 II (独書講読)	2
計	60
○関連科目(必修)	8
外国語	8
○関連科目(選択)	14
政治学	4
経済学	4
社会学	4
日本史概説	4
東洋史概説	4
西洋史概説	4
考古学通論	4
日本史特殊講義	4
西洋史特殊講義	4
史学概論	4
天文学	2
気象学	2
地球物理学	2
分析化学I	2
地球化学	2
植物生態学	2
植物系統学	2
計	60
○自由選択科目	20
文学科 国文学・国語学専攻	
第1講座 古代国文学	
第2講座 近代国文学	
第3講座 国語学	
(国文学専攻)	
○専攻科目(必修)	28
上古日本文学史	2
中古日本文学史	2
近古日本文学史	4
近世日本文学史	4

国語学概論	4
国語法概論	4
卒業論文作成 計	8 28
○専攻科目 (選択必修)	12
近代日本文学史	4
国文学講義講読	8
国文学演習 計	4 16
○専攻科目(選択)	12
国文学講義講読上古	4
同 中古	4
同 近古・近世	4
同 近世	4
国文学演習上古	2
同 中古	2
同 近古・近世	2
同 近世	2
国文学特殊講義上古	4
同 中古	4
同 近古・近世	4
同 近代	4
国語史概説	4
国語表現法	4
国語学特殊講義 その1	4
同 其の2	4
計	56
○関連科目(必修)	8
外国語	8
○関連科目(選択)	4
中国文学概説	4
中国文学講読	4
中国文学史	4
日本史概説	4

備考(1)演習を少くとも2単位ふくめること。(2)一時代にかたよらぬこと。

下記の単位の中から選択

下記の単位の中から選択

英文学概論	4
計	20
○自由選択科目	20
(国語学専攻)	
○専攻科目(必修)	28
(科目は国文学専攻と同じ)	
○専攻科目 (選択必修)	12
国語史概説	4
国語表現法	4
国語学演習	4
国語学特殊講義 計	4 16
○専攻科目(選択)	12
国語学特殊講義 その1	4
同 其の2	4
国文学講義講読	16
国文学特殊講義	20
国文学演習	8
近代日本文学史 計	4 56
○関連科目(必修)	8
外国語	8
○関連科目(選択)	4
言語学概論	4
中国語学概説	4
中国語学演習	2
中国文学概説	4
中国文学講読	4
英語学概論	4
日本史概説 計	4 26
○自由選択科目	20
文学科 中国文学専攻 第4講座 中国文学	
○専攻科目(必修)	44

下記の単位の中から選択  
備考 演習を少くとも2単位ふくめること。

中国文学概説	4 (I)	同	V	2
中国文学講読(新)	4 (I)	同	VI	2
中国語学講読	4 (I)	英文学概論		4
中国文学史	4 (II)	英語学概論		4
中国文学講読(新)	4 (II)	英文学史I		4
中国語学講読	4 (II)	同	II	4
中国文学講読(旧)	2 (III)	英文法演習		2
同 (新)	2 (III)	英作文演習		2
中国語学講読	2 (III)	卒業論文作成		8
中国文学演習(旧)	2 (IV)	計		40
同 (新)	2 (IV)	○専攻科目(選択)	12	
中国語学演習	2 (IV)	英作文演習		2
卒業論文作成	8	英語音声学		2
計	44	アメリカ文学史		4
○専攻科目(選択)	8	英文学特殊講義I		4
中国文学講読(旧)	4 (I)	同	II	4
中国文学特講(新)	4 (I)	同	III	4
中国文学講読(旧)	4 (II)	同	IV	4
中国文学特講(新)	2 (II)	英語学特殊講義I		4
中国哲学概説	4 (III)	同	II	4
中国語学概説	4 (III)	古代中世英語講義		2
中国文学特講(旧)	4 (III)	英会話I		4
同 (新)	4 (III)	同	II	4
計	30	計		42
○関連科目(必修)	8	○関連科目(必修)	8	
外国語	8	外国語		8
○関連科目(選択)	4	○関連科目(選択)	4	
○自由選択科目	20	言語学概論		4
文学科 英文学・英語学専攻		ギリシヤ語		4
第5講座 英文学		ラテン語		4
第6講座 英語学		英国史		4
○専攻科目(必修)	40	計		16
英文学演習I	2	○自由選択科目	20	
同	II	2		
同	III	2		
同	IV	2		

第2講座 教育心理学		教育課程演習		2
第3講座 教育社会学・教育行政		教育方法論		4
第4講座 教育課程・教育方法		生活指導		2
○専攻科目(必修I)	24	教育実験演習		2
(教育学科共通)		卒業論文作成		8
教育科学概論	4	計		18
日本教育史	2	○専攻科目(選択)	12	
西洋教育史	2	日本教育史特殊講義		2
教育心理学	4	日本教育史演習		2
教育社会学	4	女子教育		2
教育課程論	4	西洋教育史演習		2
教育制度及び行政	4	同 特殊講義		2
計	24	教育哲学特殊講義		2
○専攻科目(必修II)	18	同 演習		2
下記のA・B・C等の各専攻に分れそれぞれ18単位必修		教育心理学		2
A 教育学・教育史専攻		特殊講義I		2
教育哲学	2	同II(視聴覚教育)		6
教育哲学演習	2	社会心理学		2
教育史特殊講義(日本又は西洋)	2	児童文化		2
教育史演習(同上)	2	教育方法特殊講義		2
教育史	2	教育課程特殊講義		2
卒業論文作成	8	学校経営		3
計	18	技術教育		2
B 教育心理学専攻		図書館学		2
教育心理学演習	2	学校衛生		4
発達心理学	4	家庭教育		2
教育測定学	2	中学校教育		2
教育心理学特殊講義	2	青年教育		2
卒業論文作成	8	計		47
計	18	○関連科目(必修)	10	
C 教育社会学専攻		外国語		8
教育社会学演習	2	哲学通論		4
教育社会学特殊講義	2	史学概論		4
社会教育学概論	4	地理学概論		2
教育統計学	2	児童発達各論		4
卒業論文作成	8	計		22
計	18			
D 教育課程及び方法専攻				

○専攻科目(必修I)	24	下記の単位中英会話8単位を除く34単位から選択		
○専攻科目(必修II)	18	下記のA・B・C等の各専攻に分れそれぞれ18単位必修		
○専攻科目(選択)	12	他の専攻の必修及び下記の中から選択		
○関連科目(必修)	8			
○関連科目(選択)	4			
○自由選択科目	20			
○専攻科目(必修)	40			
○専攻科目(必修II)	18			
○専攻科目(選択)	12			
○関連科目(必修)	8			
○関連科目(選択)	4			
○自由選択科目	20			

○自由選択科目 20

教育学科 体育学専攻

第5講座 女子体育学  
第6講座 女子体育学  
第7講座 健康教育学

○専攻科目(必修) 38

- 体育学原論 3 (IV)
- 体育学演習 2 (IV)
- 日本体育史・西洋体育史 3 (II)
- 体育心理学 2 (III)
- 同 実験 1 (III)
- 体育評価 2 (III)
- 女子体育論 2 (III)
- 体育運動学 2 (I II)
- 舞踊論 1
- 女子スポーツ論 1
- 健康教育概論 2 (III)
- 解剖学 2 (II)
- 生理学 4 (II)
- 同 実験 1 (III)
- 衛生学 3 (II III)
- 同 実習 1 (III)
- 卒業論文作成 6
- 計 38
- 専攻科目(選択) 14 下記の単位の中から選択
- 体育社会学 2 (III IV) 当分欠く
- 体育管理及び施設 2 (IV)
- 体育史演習 2 (III IV)
- 女子体育史 2 (III IV)
- 体育心理学演習 1 (III)
- 美学 2 (II)
- 体育運動各論 3
- 第1類体操 3
- 同 第2類スポーツ 3
- 同 第3類ダンス 3 (I-IV)
- 同 第4類 リクリエーション 1

- 女子身体論 2 (III)
- 発育論 1 (III)
- 体育生理学 2 (II)
- 公衆衛生学第1類 2 (III)
- 同 第2類 2 (IV)
- 同 演習 2 (IV)
- 医学概論 2 (IV)
- 栄養学概論 2 (IV)
- 運動障害と救急看護 2 (III)
- 母子衛生 1 (IV)
- 音楽講義 2 (I)
- 器楽声楽 2 (I II) } 講座外
- 計 43
- 関連科目(必修) 12
- 教育科学概論 2 (II)
- 日本教育史 2 (II III) } この中から2単位
- 西洋教育史 2 (II III)
- 外国語 8
- 計 14
- 自由選択科目 20

教育学科 音楽教育学専攻

第8講座 音楽学  
第9講座 音楽教育学

- 専攻科目(必修) 42
- 音楽概論 4 (I)
- 和声学(I) 6 (II III)
- 対位法 2 (IV)
- 音楽形式学 2 (III)
- 西洋音楽史 4 (II)
- 音楽美学 2 (III)
- 音楽学演習 1 (III)
- 音楽教育概論 2 (I)
- 西洋音楽教育史 1 (II)
- 東洋音楽教育史 1 (II)
- 音楽心理学 2 (III)
- 音楽教育法 2 (III)

- 音楽教育学演習 1 (IV)
- 実技(基礎唱法) 1 (I)
- 同 (声乐「独唱」) 2 (II III)
- 同 (器楽「ピアノ」) 3 (I II III)
- 卒業論文作成 6 (IV)
- 計 42
- 専攻科目(選択) 10 下記の単位の中から選択
- 音響学 2 (II III)
- 音声生理学 2 (II III)
- 管絃楽法 2 (II III)
- 和声学(II) 2 (III)
- 作曲学 2 (IV)
- 音楽指揮法 2 (IV)
- 音楽学特殊講義 2 (III IV)
- 音楽特殊問題演習 1 (IV)
- 日本音楽史 2 (II III)
- 芸術教育論 2 (III)
- 音楽教育特殊講義 2 (III)
- 比較音楽学 2 (II III)
- 音楽史特殊講義 2 (III)
- 音楽教育特殊問題演習 1 (I)
- 実技(基礎唱法) 1 (I)
- 同 (合唱) 6 (II III IV)
- 同 (独唱) 4 (II-IV)
- 同 (ピアノ) 5 (I-IV)
- 計 42
- 関連科目(必修) 12
- 外国語 8
- 教育科学概論 2
- 教育史 2
- 計 12
- 自由選択科目 20
- 社会関係科目
- 法学 4
- 政治学 4
- 経済学 4

- 社会学 4
- 社会学演習 2
- 社会調査 4
- 学部共通科目
- 言語学概論 4
- ギリシヤ語 4
- ラテン語 4
- ロシア語 2

★理 学 部

- 基礎教育科目
- 基礎数学I 4
- 基礎数学II 4
- 基礎物理学I 4
- 基礎物理学II 4
- 基礎化学I 4
- 基礎化学II 4
- (物理化学) (2)
- (有機化学) (2)
- 基礎動物学I 2
- 基礎植物学I 2
- 基礎動物学II 2
- 基礎植物学II 2
- 理学部共通科目
- 天文学 2
- 地球物理学 2
- 気象学 2
- 超高層物理学 2
- 一般物理実験 1

数学科 第1講座 解析学 第1-2学  
第2講座 幾何学 第1-2学  
第3講座 代数学 第1-2学  
第4講座 幾何学 第1-2学

- 基礎教育科目
- 基礎物理学I 4
- 基礎物理学II 4
- 基礎化学I 4
- 基礎化学II 4
- (物理化学) (2)

(有機化学)	(2)
基礎動物学I	2
基礎植物学I	2
基礎動物学II	2
基礎植物学II	2
○専攻科目(必修)	41
実数論	2 (I)
実数論演習	1 (I)
微積分学I	4 (I)
微積分学I演習	2 (I)
微積分学II	4 (II)
微積分学II演習	2 (II)
代数学I	4 (I)
代数学I演習	2 (I)
代数学II	2 (II)
解析幾何学	4 (II)
解析幾何学演習	2 (II)
函数論	4 (IIIIV)
微分方程式論I	2 (IIIIV)
数学講究	6 (IV)
計	41
○専攻科目(選択)	11 下記の単位の中から選択
位相空間論	2
位相空間論演習	1
統計学	2
数理統計学	2
函数論演習	1
微分方程式論I演習	1
代数学II演習	1
(以上毎年)	
実函数論	2
微分方程式論II	2
確率論	2
代数学III	2
整数論	2
微分幾何学	2
応用解析学	2

代数幾何学	2
(以上隔年)	
特殊講義	
物理学科の諸科目	
○関連科目(必修)	8
外国語	8
○関連科目(選択)	4 物理学科の科目の中から選択
○自由選択科目	20
第1講座 力学	学
第2講座 電磁気学・光学	
第3講座 量子力学	
第4講座 原子、原子核物理学	
物理学科	
○基礎教育科目	
基礎数学I	4
基礎数学II	4
基礎物理学I	4
基礎物理学II	4
基礎化学I	4
基礎化学II	4
(物理化学)	(2)
(有機化学)	(2)
基礎動物学I	2
基礎植物学I	2
基礎動物学II	2
基礎植物学II	2
○専攻科目(必修)	38
力学第一	4 (II)
力学第二	2 (III)
電磁気学及び光学第一	4 (II III)
電磁気学及び光学第二	2 (III)
熱学及び熱力学	2 (III)
量子力学	4 (IIIIV)
原子物理学	2 (III)
原子核物理学	2 (IV)
物理数学	4 (II III)
物理学実験 第一	2 (II)
物理学実験 第二	2 (III)
物理学輪講	2 (III)

特別研究	6 (IV)
計	38
○専攻科目(選択)	12 下記の単位の中から選択
基礎物理学I	4
基礎物理学II	4
物理実験学	4
実験工作法	1
物理学演習I	2
物理学演習II	2
物理学演習III	2
解析力学	2
流体力学	2
音響学	2
光学特論	2
相対性理論	2
電磁気学特論	2
応用電気学	2
電子工学	2
量子力学特論	2
数理物理学	2
気体論及び統計力学	2
物性論	2
X線及び結晶物理学	2
素粒子論	2
天文学	2
地球物理学	2
気象学	2
超高層物理学	2
計	55
○関連科目(必修)	8
外国語	8
○関連科目(選択)	6 数学科・化学科の科目の中から選択
○自由選択科目	20
第1講座 物理化学	
第2講座 無機化学・分析化学	
第3講座 有機化学	
第4講座 生物化学	
化学科	

○基礎教育科目	
基礎数学I	4
基礎数学II	4
基礎物理学I	4
基礎物理学II	4
基礎化学I	4
基礎化学II	4
(物理化学)	(2)
(有機化学)	(2)
基礎動物学I	2
基礎植物学I	2
基礎動物学II	2
基礎植物学II	2
○専攻科目(必修)	36
基本化学実験	2 (I)
物理化学第一	4 (II)
分析化学第一	2 (II)
有機化学第一	4 (II)
無機化学第一	4 (III)
生物化学第一	2 (III)
無機分析化学実験	4 (II)
物理化学実験	2 (III)
有機化学実験	2 (III)
生物化学実験	2 (IV)
化学演習	2
特別研究	6
計	36
○専攻科目(選択)	4 下記の単位の中から選択
分析化学第二	2 (II)
物理化学第二	4 (III)
有機化学第二	4 (III)
無機化学第二	2 (IV)
生物化学第二	2 (IV)
計	14
○関連科目(必修)	12
外国語	8
基礎物理学II	4



計	12	
○関連科目(選択)	4	下記の単位の中から選択
基礎動物学II	2	
基礎植物学II	2	
理学部他学科の諸科目		
○自由選択科目	28	下記の単位の中から選択
構造化学	2	
高分子化学	2	
界面化学	2	
放射化学	2	
機器分析	2	
錯塩化学	2	
地球化学	2	
有機化学反応論	2	
醗酵化学	2	
応用化学	2	
物理化学特論	2	
無機化学特論	2	
分析化学特論	2	
有機化学特論	2	
生物化学特論	2	
第1講座	動物形態学	1
第2講座	動物生理学	1
第3講座	植物形態学	1
第4講座	植物生理学	1
第5講座	植物遺傳学	1
○基礎教育科目		
基礎数学I	4	
基礎数学II	4	
基礎物理学I	4	
基礎物理学II	4	
基礎化学I	4	
基礎化学II	4	
(物理化学)	(2)	
(有機化学)	(2)	
基礎動物学I	2	
基礎植物学I	2	

基礎動物学II	2	
基礎植物学II	2	
○専攻科目(必修)	36	
必修I	30	講義20, 実習2, 演習2, 特別研究6
動物系統学I	2 (I)	
植物系統学I	2 (I)	
細胞学I	2 (III)	
発生学I	2 (III)	
動物生理学I	2 (II)	
植物生理学I	2 (II)	
植物生理学II	2 (III)	
動物生理化学I	2 (III)	
遺伝学総論	2 (II)	
遺伝学各論	2 (IV)	
動物学臨海実習	1 (II)	
植物学臨海実習	1 (II)	
生物学演習	2 (IV)	
生物学特別研究	6 (IV)	
必修II	6 (実習6)	
動物系統学I実習	1 (I)	この中から2あるいは3単位選択
植物系統学I実習	1 (I)	
細胞学I実習	1 (III)	
発生学I実習	1 (III)	この中から2あるいは3単位選択
動物生理学I実習	1 (III)	
植物生理学I実習	1 (II)	
植物生理学II実習	1 (III)	1単位なら総論をあるいは2単位選択
動物生理化学I実習	1 (IV)	
遺伝学総論実習	1 (II)	
遺伝学各論実習	1 (IV)	
○専攻科目(選択)	10	(講義8, 実習2)
動物組織学	2 (II)	
動物組織学実習	1 (II)	
植物組織学	2 (II)	
植物組織学実習	1 (II)	
動物系統学II	2 (III)	
動物系統学II実習	1 (III)	

植物系統学II	2 (IIIIV)	
細胞学II	2 (IIIIV)	
発生学II	2 (IIIIV)	
動物生理学II	2 (III)	
動物生理学II実習	1 (III)	
微生物学	2 (III)	
微生物学実習	1 (III)	
植物生理学III	2 (IIIIV)	
動物生理化学II	2 (IIIIV)	
優生学	2 (IIIIV)	
育種学	2 (IIIIV)	
動物生理学臨海実習	1 (IV)	
発生学臨海実習	1 (III)	
植物学野外実習	2 (I~IV)	
○関連科目(必修8)		
外国語	8	
○関連科目(選択10)		
理学部他学科の諸科目		
地理学科の専攻科目		
生理学	4	
衛生学	3	
○自由選択科目	20	この中8単位は下記の単位の中から選択
植物生態学	2	
動物生態学	2	
動物心理学	2	
特別講義	2	
人類遺伝学	2	
園芸学	2	
放射線生物学	2	
細胞遺伝学	2	

★ 家政学部

基礎教育科目		
理学部の科目及び単位と同じ		
児童学科	第1講座	児童教養
	第2講座	児童保健

第3講座	児童福祉	
(家政学部共通講座 = 家庭管理学・家族経済学・家政学原論)		
○専攻科目(必修)	36	
児童発達原理第一	1 (I)	精神発達
同	第二	1 (I) 身体発達
児童発達各論第一	4	(胎児~青年)
同	第二	4 (乳幼児・児童)
児童学演習第一	2 (I)	
保育学第一	2	
児童福祉第一	2 (II)	
児童文化第一	2 (III)	
家族関係第一	2	
児童臨床心理学	2 (III)	
児童精神医学	2 (III)	
児童学研究法	2	
児童学実験演習第一	1 (II)	身体測定・体力測定・臨床検査
同	第二	1 心理実験・調査・評価①
同	第四	1 行動観察
同	第五	1 精神検査①
卒業論文作成	6 (IV)	
計	36	
○専攻科目(選択必修)	14	
行動理論	2 (III)	
集団力学	2 (II)	
児童統計学演習	2 (II)	
脳神経生理学	2 (III)	
児童発達各論第三	2	青年
比較発達心理学	2	
児童学演習第二	2	児童発達・家族関係

同青年	第三	2
児童学実験演習第三心理実験・調査・評価②		1
同精神検査②	第六	1
同精神検査③	第七	1
保育学第二保育内容	第二	2
保育学第三養護理論	第三	2
保育学演習		2
保育技術		2
保育実習第一幼稚園実習		4
同保育所実習	第二	
同乳児院	第三	2
小児病学		2
小児栄養学		2
児童臨床演習第一児童精神医学演習		2
同相談治療演習	第二	2
言語治療		2
児童福祉第二		2
児童福祉演習		2
特殊児童の問題		2
青少年問題		2
児童環境学第一児童社会学		2
同母子衛生	第二	2
同学校保健	第三	2
家族関係第二		2
成人および老年学		2
児童集団理論		2
児童文化第二		2

同	第三	4
児童民俗学		2
児童学特論		2
児童学特別演習		6
計		75
○関連科目(必修)		8
外国語		8
○関連科目(選択必修)		6
家政学原論		2
家庭管理学		2
家族経済学概論		2
住居学概論		2
児童学概論		2
食物学概論		2
被服学概論		2
家庭看護法		2
計		16
○自由選択科目		20
(生 理 学 4)		
(人 類 遺 伝 学 2)		
○専攻科目(必修)		36
栄養化学		2 (Ⅲ)
同 実験		1 (Ⅲ)
ビタミン学		2 (Ⅲ)
同 実験		1 (Ⅲ)
栄養生理学		4 (Ⅲ)
食品化学		2 (Ⅰ)
同 実験		4 (ⅡⅢ)
農産食品学		2 (Ⅰ)
醸酵食品学		2 (Ⅲ)
畜産食品学		2 (Ⅲ)
水産食品学		2 (Ⅱ)

食 物 学 科 第1講座 米 養 学  
第2講座 食 品 理 学  
第3講座 調 理 学  
(家政学部共通講座=家庭管理  
学・家族経済学・家政学原論)

(家政学部共通科目  
目下記の中から  
選択)

調理学及び実験	2 (ⅡⅢ)
調理実習第一	4 (ⅡⅢⅣ)
卒業論文作成	6 (Ⅳ)
計	36
○専攻科目(選択必修)	6
食品品質論	2 (Ⅲ)
食生活史	1 (Ⅳ)
献立論	1 (Ⅲ)
調理実習第二	1 (Ⅳ)
食糧政策	2 (Ⅲ)
酵素化学	2 (Ⅲ)
食品微生物学	2 (Ⅲ)
食物学演習	1 (Ⅳ)
輪 講	1 (Ⅳ)
食物衛生学	2 (Ⅲ)
天然物研究法	2 (Ⅳ)
計	17
○関連科目(必修)	16
基礎化学Ⅱ	4 (Ⅱ)
基礎生物学Ⅱ	4 (Ⅱ)
外国語	8
計	16
○関連科目(必修)	6
(科目は児童学科と同じ)	
○自由選択科目	20
生 理 学 4 (Ⅰ)	
基礎物理学Ⅱ	4 (Ⅱ)
被服学科 第1講座 被服科学	
第2講座 被服構成学	
第3講座 被服美学	
(家政学部共通講座=家庭管理 学・家族経済学・家政学原論)	
○専攻科目(必修)	36
被服材料学第一	3 (Ⅱ)
同 実験第一	2 (Ⅱ)
染色化学第一(総論)	1 (Ⅱ)

同(各論)	第二	2 (Ⅱ)
染色化学実験第一		1 (Ⅱ)
被服整理学		3 (Ⅲ)
被服衛生学		2 (Ⅲ)
被服機構学		2 (Ⅱ)
被服構成学第一		2 (Ⅱ前)
被服構成学実験実習第一		2 (Ⅰ)
同 第二		2 (Ⅱ)
色彩学概論		2 (Ⅱ後)
色彩学実習		1 (Ⅱ前)
服飾意匠実習第一		1 (Ⅲ前)
日本服飾史概説		2 (Ⅰ)
染織工芸概論		2 (Ⅱ)
卒業論文作成		6
計		36
○専攻科目(選択必修)		
(被服科学コース)	10	下記の単位の中から選択
被服材料学第二	2	(Ⅲ)
同 実験第二	2	(Ⅲ)
染色化学第三(特論)	2	(Ⅲ)
染色化学実験第二	2	(Ⅲ)
被服整理学実験	1	(Ⅲ)
被服科学演習第一	4	(ⅢⅣ)
同 第二	1	(ⅢⅣ)
被服科学輪講	2	(Ⅳ)
基礎物理学Ⅱ	4	(Ⅱ)
基礎化学Ⅱ	4	(Ⅱ)
計	27	
(被服構成学・被服美学コース)	10	下記の単位の中から選択
被服構成学第二	2	(Ⅲ前)
同 第三	2	(Ⅱ後)
被服構成学実験実習第三	2	(Ⅲ)
被服構成計画第一	1	(Ⅳ前)

当分の間、  
理学部所属  
の科目

同	第二	1	(IV後)
同	第三	1	(III後)
東洋服飾史概説		2	(III)
西洋服飾史概説		2	(I)
服飾史特講A		2	(III)
同	B	2	(III)
服飾美学概論		2	(III)
同	演習	2	(IV)
服飾意匠学概論		2	(III後)
服飾意匠学特論		2	(IV後)
服飾意匠学演習		2	(IV)
計		28	
○専攻科目(選択)	専攻科目及び家政学部共通科目中から選択	4	
○関連科目(必修)		8	
外国語		8	
○関連科目(必修)	(家政学部共通科目)専攻(選択)4単位は本項に振替え履修することができる	6	
(科目は児童学科と同じ)			
○自由選択科目		20	
<b>家政学部共通講座</b> (家庭管理学・家族経済学・家政学原論)			
(選択必修)	選択必修の履修単位数については各学科の部を参照		
家政学原論		2	
家庭管理学概論		2	
家族経済学概論		2	
住居学概論		2	
児童学概論		2	
食物学概論		2	
被服学概論		2	

家庭看護法		2	
(選択)			
家族経済学第一		2	
同	第二	2	
家族経済学特論		2	
家計簿記論第一		2	
同	第二	2	
家庭管理学特論		2	
家庭機械及び家庭工作(設計及び製図を含む)		2	
<b>C 教職教育科目 (各学部共通)</b>			
○必修科目		11	
教育心理学I		2	
同II(青年心理)		1	
教育原理		3	
教科教育法		3	(III)各免許教科毎
教育実習		2	(IV)(中・高の場合)
同		4	(IIIIV)(小幼の場合)
計		15	
小学校教材研究	(小学校希望者のみ必修)		
保育内容の研究	(幼稚園希望者のみ必修)		
道德教育の研究	(小中学校希望者のみ必修)	2	
○選択必修科目	下記の単位の中から選択必修	3	
教育哲学		2	
日本教育史		2	
西洋教育史		2	
教育社会学		2	
教育行政学		2	
視聴覚教育		2	
計		12	

## 5. 評議会規程

### お茶の水女子大学評議会規程

- 第1条 本学に評議会を置く。
- 第2条 評議会は次の評議員をもつて組織する。
- 1 学 長
  - 2 各 学 部 長
  - 3 教授会から選挙された教授各学部三名
  - 2 教授であることによつて評議員となつた者の任期は二カ年とする。但し重任は妨げない。
  - 3 前項の評議員は任期が満了した場合においても新たに評議員が任命されるまでは前項の規定にかかわらず引き続きその職務を行う。
  - 4 補欠による評議員の任期は前任者の残余の期間とする。
- 第3条 事務局長、学生部長、附属図書館長及び一般教育委員会委員長は常時評議会に出席し意見を述べることができる。但し議決には加わらない。
- 第4条 評議員は学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。
- 第5条 教授であることによつて評議員となつた者が教授の地位を失つた場合及び特定の職にあることによつて評議員となつた者がその職を失つた場合には当然評議員の職を退き、当該評議員に欠員を生じた場合には文部大臣は前条の方法により補欠の評議員を任命する。
- 第6条 学長は評議会を召集してその議長となる。
- 第7条 学長にやむを得ない事故があるときは学長が指名した学部長がその職務を代理する。
- 第8条 評議員3分の1以上の要求があるときは学長は評議会を召集する。
- 第9条 評議会の成立には評議員3分の2以上の出席を必要とする。
- 第10条 評議会の議事は他に特別の規定がない場合は、出席者の過半数によりこれを決定する。可否同数の時は議長が決定する。
- 第11条 学長は必要があると認めた時は、評議会の同意を得て評議員以外の職員を出席させることができる。
- 第12条 評議会は学長の諮問に応じて次の事項を審議する。
- 1 重要な規則の制定改廃に関する事項
  - 2 予算概算の方針に関する事項
  - 3 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項
  - 4 人事の基準に関する事項
  - 5 学生定員に関する事項
  - 6 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項

- 7 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- 8 その他大学の運営に関する重要事項
- 9 評議会は前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。

第13条 評議会の議事の手続並びに運営上の必要事項は評議会が定める。

第14条 評議会の事務を処理するため幹事を置く。

- 2 幹事は庶務課長をもつてあてる。

第15条 この規程の改正は評議員4分の3以上出席してその4分の3以上の賛成を必要とする。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和27年9月18日よりこれを施行する。
- 2 削 除
- 3 削 除
- 4 この改正は昭和28年9月24日よりこれを施行する。
- 5 この改正は昭和33年6月1日より施行する。

## 6. 評議会運営規程

### お茶の水女子大学評議会運営規程

評議会規程第13条により評議会の議事の手続並びに運営規程を次の通り定める。

第1条 評議会を定例評議会及び臨時評議会とする。

- 1 定例評議会は毎月第2及び第4水曜日とする。
- 2 臨時評議会は議長の定める期日に召集する。

第2条 評議員より議案を提出しようとするときは予め学長に提案する。

第3条 学長は附議する議案を前日までに評議員全員に通知する。

但し緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第4条 議事の決定は評議員より要求があるときは無記名投票による。

第5条 同一議案について流会二回以上に亘るときは評議員2分の1以上の出席をもって成立するものとし、出席者の4分の3以上により議事を決定する。

第6条 一学部の全員欠席の場合は当該学部に関する事項については議事決定を行わない。

第7条 評議会が必要ありと認めるときは各種の委員会を置くことができる。

第8条 委員会は委託された事項を審議立案する。

第9条 評議会規程第8条による評議会召集の要求は文書によるものとし議案、提案理由及び年月日を記入の上署名捺印して学長に提出する。

第10条 幹事は議事録を作成し、次の評議会において確認を受ける。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和28年9月24日よりこれを施行する。
- 2 この改正は昭和29年11月24日よりこれを施行する。

## 7. 協議会規程

### お茶の水女子大学協議会規程

第1条 本学に協議会をおく。

第2条 協議会は次の者をもつて組織する。

- 1 本学評議員
- 2 附属図書館長

第3条 協議会は教育公務員特例法によりその権限に属せしめられた事項を取扱う。

第4条 協議会の議事の手続ならびに運営については評議会規程ならびに評議会運営規程を準用する。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和28年9月24日よりこれを施行する。

## 8. 教授会規程

### お茶の水女子大学教授会規程

第1条 各学部に教授会を置き、その学部の教授をもつて組織する。

- 2 前項の教授会の定める規則に基づいて、助教授、常勤の講師及びその他の職員を加えることができる。

第2条 学部長は教授会を召集してその議長となる。

第3条 議長にやむを得ない事故があるときは、当該学部の教授の中より互選された者がその職務を代理する。

第4条 教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは学部長は教授会を召集する。

第5条 教授会の成立には3分の2以上の出席を必要とする。

第6条 議事は他に特別の規定がない場合は出席者の過半数によりこれを決定する。可否同数のときは議長が決定する。

第7条 教授会は次の事項を審議する。

- 1 学科講座並びに教育及び研究に関する施設の設置、廃止に関する事項
- 2 学科目の種類及び編成に関する事項
- 3 学生の入学及び卒業の認定に関する事項
- 4 学生の試験に関する事項
- 5 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項
- 6 学生の懲戒に関する事項
- 7 教育公務員特例法その他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項

- 8 その他学部の教育研究及び運営に関する事項  
第8条 教授会の議事の手続その他運営上の必要事項は教授会が定める。  
第9条 教授会の事務を処理するため幹事を置く。

<sup>2</sup> 幹事は事務長をもつてあてる。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和27年9月18日より施行する。  
2 この改正は昭和28年6月10日から施行する。

## 9. 大学事務規程

### お茶の水女子大学事務規程

#### 第1章 総 則

第1条 この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和24年文部省令第23号）に基づき、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の事務組織及び事務分掌を定めることを目的とする。

#### 第2章 事務組織

- 第2条 本学に事務局及び学生部を置く。  
第3条 事務局に庶務課、会計課及び施設課を置く。  
第4条 学生部に学生課及び厚生課を置く。  
第5条 本学の各学部及び附属図書館にそれぞれ事務部を置く。  
<sup>2</sup> 前項の事務部にそれぞれ事務長を置く。  
第6条 事務局の庶務課及び会計課に課長補佐を置く。  
2 課長補佐は、事務職員をもつて充てる。  
3 課長補佐は、課長を助けその課の事務を処理する。  
第7条 事務局及び学生部の各課並びに学部及び附属図書館の各事務部にそれぞれ係を置く。  
<sup>2</sup> 前項の係にそれぞれ係長を置く。  
<sup>3</sup> 係長は、事務職員もしくは技術職員をもつて充てる。  
<sup>4</sup> 係長は、その係の事務を処理する。

#### 第3章 事務分掌

##### 第1節 事務局

- 第8条 庶務課に庶務係、人事係及び文書係を置く。  
<sup>2</sup> 庶務係においては、次の事務をつかさどる。  
1 大学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。  
2 機密に関すること。  
3 儀式その他諸行事に関すること。

- 4 評議会その他の会議に関すること。  
5 学則その他諸規程等の制定及び改廃に関すること。  
6 教務（学生の厚生補導に関するものを除く）に関すること。  
7 在外研究員に関すること。  
8 学術団体等との連絡に関すること。  
9 渉外に関すること。  
10 職員宿舍の居住者の選考に関すること。  
11 職員の勤務時間、休暇及び出張に関すること。  
12 大学一覽、学報の発行、その他広報に関すること。  
13 外来者の応接に関すること。  
14 通勤手当及び謝金に関すること。  
15 宿日直に関すること。  
16 自動車の使用に関すること。  
17 電話の使用に関すること。  
18 調査、統計その他諸報告に関すること。  
19 その他、他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

<sup>3</sup> 人事係においては、次の事務をつかさどる。

- 1 職員の任免に関すること。  
2 職員の給与に関すること。  
3 職員の定員に関すること。  
4 職員の分限、懲戒及び服務等に関すること。  
5 職員の研修及び勤務評定に関すること。  
6 内地研究員に関すること。  
7 職員の健康管理、安全管理及び災害補償に関すること。  
8 退職者の恩給、共済組合の長期給付及び退職手当に関すること。  
9 栄典、表彰に関すること。  
10 人事記録に関すること。  
11 人事に関する調査、統計及び諸報告に関すること。  
12 その他人事に関すること。

<sup>4</sup> 文書係においては、次の事務をつかさどる。

- 1 学長印及び大学印等公印の管守に関すること。  
2 公文書の接受、発送及び整理保存に関すること。  
3 公文書類の浄書に関すること。  
4 職員の身分証明に関すること。  
5 郵便切手の受払に関すること。  
6 郵便物の処理に関すること。

第9条 会計課に総務係、出納係、用度係及び管財係を置く。

- 2 総務係においては、次の事務をつかさどる。
- 1 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
  - 2 予算及び決算に関すること。
  - 3 債権の管理に関すること。
  - 4 会計の監査に関すること。
  - 5 支出負担行為の計画及び確認に関すること。
  - 6 共済組合に関すること。
  - 7 会計の諸規程に関すること。
  - 8 旅費の支出負担行為に関すること。
  - 9 会計官吏の公印の管守に関すること。
  - 10 課の所掌事務（国有財産関係を除く）の諸報告に関すること。
  - 11 その他、他係の所掌に属しない事務に関すること。

- 3 出納係においては、次の事務をつかさどる。
- 1 収入、支出及び計算証明に関すること。
  - 2 歳入、歳出外現金及び有価証券に関すること。
  - 3 前渡資金に関すること。
  - 4 給与等の支給及び所得税等の徴収に関すること。
  - 5 人件費の支出負担行為に関すること。
  - 6 共済組合掛金等の徴収及び給付金等の支払に関すること。
  - 7 委任経理に関すること。

- 4 用度係においては、次の事務をつかさどる。
- 1 物品（図書及び営繕用資材用を除く）に関すること。
  - 2 物件費の支出負担行為（図書費及び営繕費を除く）に関すること。
  - 3 学内の警備取締りに関すること。
  - 4 科学研究費の経理に関すること。
  - 5 自動車の整備保管に関すること。

- 5 管財係においては、次の事務をつかさどる。
- 1 国有財産に関すること。
  - 2 職員の宿舎に関すること。
  - 3 国有財産に関する調査、統計及び諸報告に関すること。

第10条 施設課に企画係及び営繕係を置く。

- 2 企画係においては、次の事項をつかさどる。
- 1 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。
  - 2 営繕工事に関し、企画し、及び予算案を準備すること。
  - 3 施設の立地計画、環境整備及び確保、保全に関すること。
  - 4 営繕工事の設計、施工及び検査に関すること。
  - 5 工事費の積算に関すること。

- 6 営繕工事の入札及び請負契約事務に関すること。
- 7 工事用資材の検収及び監守に関すること。
- 8 建物及び土地の維持保全に関すること。
- 9 施設に関する調査及び報告に関すること。
- 10 その他、他係の所掌に属しない事務に関すること。

- 3 営繕係においては、次の事務をつかさどる。
- 1 電気、ガス、水道、電話、暖房等付帯施設に関し、企画し、及び予算案を準備すること。
  - 2 前号付帯施設の設計、施工、検査及び維持保全に関すること。
  - 3 防火施設の整備及び管理に関すること。

## 第2節 学 生 部

第11条 学生課に学生係及び課外活動係を置く。

- 2 学生係においては、次の事務をつかさどる。
- 1 学生の厚生補導に関し総括し、及び連絡調整すること。
  - 2 入学手続及びオリエンテーション計画に関すること。
  - 3 学生のカウンセリングに関すること。
  - 4 学生の表彰及び懲戒に関すること。
  - 5 学生の学籍その他の記録に関すること。
  - 6 授業料の減免、分納、納入延期等に関すること。
  - 7 学生証、学生旅客運賃割引証等に関すること。
  - 8 外国人学生に関すること。
  - 9 学生委員会等に関すること。
  - 10 補導委員との連絡に関すること。
  - 11 課の所掌事務に関する調査統計に関すること。
  - 12 その他学生補導に関する事務を処理する。

- 3 課外活動係においては、次の事務をつかさどる。
- 1 学生の課外教育に関すること。
  - 2 学生団体、学生の集会及び掲示等に関すること。
  - 3 学生の課外活動施設の監理に関すること。
  - 4 その他、学生の課外活動に関すること。

第12条 厚生課に厚生係及び学寮係を置く。

- 2 厚生係においては、次の事務をつかさどる。
- 1 学生に対する奨学金に関すること。
  - 2 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。
  - 3 学生の健康管理及び保健施設の管理運営に関すること。
  - 4 学生に対する職業指導及び就職あつせんに関すること。
  - 5 課の所掌事務に関する調査統計に関すること。

6 その他学生の厚生福祉に関する事務を処理すること。

<sup>3</sup> 学寮係においては、次の事務をつかさどる。

1 学寮の監理及び運営に関すること。

2 寮生の入寮及び退寮に関すること。

3 学生の宿舍のあつせんに関すること。

4 寮生の健康管理に関すること。

5 寮生の栄養指導に関すること。

6 学寮協議会に関すること。

7 その他学寮に関すること。

### 第3節 学 部

第13条 文教育学部事務部に学務係及び附属学校係を置き、理学部及び家政学部事務部にそれぞれ学務係を置く。

<sup>2</sup> 学務係においては、それぞれの学部に関する次の事務をつかさどる。

1 入学者の選抜に関すること。

2 学生の修学指導に関すること。

3 教育課程の編成及び授業に関すること。

4 学生の学業成績の整理及び記録に関すること。

5 教育職員免許法に基づく事務に関すること。

6 教授会及び教務関係の委員会に関すること。

7 聴講生及び委託生等に関すること。

8 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書等に関すること。

9 科学研究費に関すること。

10 公開講座に関すること。

11 教務（事務局及び学生部の所掌に属する事務を除く）に関する事務を処理すること。

12 その他学部内の庶務に関すること。

<sup>3</sup> 附属学校係においては、次の事務をつかさどる。

1 附属学校の長及び学部長との連絡に関すること。

2 各附属学校に配属された附属学校係員との連絡に関すること。

3 その他附属学校の事務に関すること。

4 各附属学校に配属された係員が行う事務については、各学校において別に定める。

### 第4節 附属図書館

第14条 附属図書館事務部に総務係、司書係及び閲覧係を置く。

<sup>2</sup> 総務係においては、次の事務をつかさどる。

1 図書の購入に関すること。

2 図書の管理及び出納に関すること。

3 図書館の公印の管守に関すること。

4 公文書の接受、発送及び保存に関すること。

5 調査、報告等に関すること。

6 各種統計に関すること。

7 寄贈図書に関すること。

8 図書の製本に関すること。

9 その他、他係に属しないこと。

<sup>3</sup> 司書係においては、次の事務をつかさどる。

1 図書の装備に関すること。

2 図書の分類に関すること。

3 図書目録の作成及び編成に関すること。

4 書庫内の図書の配架及び保存に関すること。

5 各部局に供用する図書に関すること。

6 月報の編集に関すること。

7 蔵書構成に関すること。

<sup>4</sup> 閲覧係においては、次の事務をつかさどる。

1 図書の閲覧に関すること。

2 自由接架の図書に関すること。

3 新聞、雑誌の整備配列に関すること。

4 閲覧室及び書庫内における、盗難火災の防止及び衛生、照明等に関すること。

5 閲覧についての調査統計に関すること。

6 読書指導及び参考事務に関すること。

7 受入図書の広報に関すること。

8 図書の展示に関すること。

### 第5節 緊急の場合の事務分掌

第15条 第8条から前条までの規定にかかわらず緊急の場合上司が必要と認めるときは、その事由が止むまで部下を所掌以外の事務に従事させることができるものとする。

#### 附 則

この規程は、昭和35年4月1日から施行する。

## 10. 予算委員会規程

### お茶の水女子大学予算委員会規程

1 本学に本学の予算の適正なる配分実施を期するため予算委員会を置く。

2 本委員会は次の委員をもって構成する。

(1) 学部長、附属図書館長、学生部長、事務局長、会計課長。

(2) 各学部より選出された教官1名。

一般教育委員長、教職課程委員長等は必要に応じ本委員会に出席することができる。

- 3 委員長は委員の互選とする。
- 4 第2条第1項第2号の委員の任期は1年とする。但し重任を妨げない。
- 5 本委員会は次の事項を審議する。
  - (1) 本学予算（追加予算を含む）の配分に関する事項。
  - (2) 予備費の使用計画に関する事項。
  - (3) 決算に関する事項。
  - (4) その他予算配分実施に関する必要な事項。
- 6 事務局は本委員会の審議に必要な資料を作成する。
- 7 委員会の事務は事務局会計課において行う。

附 則

本規程は昭和34年12月23日より適用する。

## 11. 入学試験委員会規程

お茶の水女子大学入学試験委員会規程

(設 置)

第1条 お茶の水女子大学に入学試験委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(所 掌 事 項)

第2条 委員会は、学長の諮問にこたえ、入学試験の実施に関する企画研究を行ないあわせてその運営方法について審議する。

(組 織)

第3条 委員会は委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 各学部長
- 2 一般教育委員会委員長
- 3 各学部選出の教務委員
- 4 学生部長
- 5 事務局長

(委 員 長)

第4条 委員長は各学部長のうちから学長が任命する。

- 2 委員長は会議を招集し、委員会を代表する。
- 3 委員長の任期は1年とする。

(委員の任命)

第5条 委員は学長が任命する。

(幹 事)

第6条 委員会に幹事をおき、各学部事務長をもってあてる。

- 2 幹事は委員長の命を受け、委員会の事務を処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は昭和36年11月8日から施行する。

## 12. 教務委員会規程

お茶の水女子大学教務委員会規程

第1条 お茶の水女子大学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 各学部長
- 2 一般教育委員会委員長
- 3 各学部の教官各2名

第3条 特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。臨時委員は審議事項に関連のある学科（専攻を含む）の教官のうちから委員長が委嘱する。

<sup>2</sup> 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは退任するものとする。

第4条 第2条第3号の委員の任期は2年とし、これに欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

<sup>2</sup> 前項の委員は再任されることができる。

第5条 委員長は第2条第3号の委員のうちから、同条各号の委員が選出する。

<sup>2</sup> 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

第6条 委員会は学科課程、科目履修、試験、編入、転学、教員免許その他教務上の事について審議する。

<sup>2</sup> 前項の審議の結果は、評議会又は教授会に提案するものとする。

第7条 委員会は前条第1項の事項について、評議会又は教授会から審議を委託されることがある。

<sup>2</sup> 審議を委託された事項については、その結果を評議会又は教授会に報告しなければならない。

第8条 緊急やむを得ない場合、又は軽微な事項については、委員会が臨機にこれを審議決定し、処理することができる。

但し、この場合は事後に評議会又は教授会の承認を得なければならない。

第9条 委員会に幹事を置く。各学部事務長をこれにあて、学部事務室長である事務長を主任幹事とする。幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理する。

附 則

この規程は、昭和35年4月13日から施行する。

教務委員会規程第6条に関する覚え書

教務委員会は、本来制度に関する事項を審議する。



### 13. 一般教育委員会規程

#### お茶の水女子大学一般教育委員会規程

- 1 本学に一般教育委員会を置く。
- 2 委員会は次の委員をもって組織する。
  - (1) 各学部教官各1名
  - (2) 人文科学、社会科学及び自然科学各系列の担当教官各1名
  - (3) 外国語及び体育の担当教官各1名
- 3 前項第1号の委員は各学部教授会が選出し、第2号及び第3号の委員は各学部長が合議して各担当教官と協議の上推薦するものとする。
- 4 委員長は委員のうちから評議会の議を経て学長が依嘱する。
- 5 委員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。
- 6 補欠による委員の任期はその残存期間とする。
- 7 委員会は一般教育、一般外国語及び一般体育に関する次の事項を審議する。
  - (1) カリキュラムに関する事項
  - (2) 担当教官に関する事項
  - (3) その他重要と認められる事項
- 8 委員会において決定した事項は各学部教授会及び評議会に提案もしくは報告しその議決を経るものとする。但しカリキュラムその他教務に関する事項は教務委員会の議を経なければならない。
- 9 委員会の事務は学部事務室において行う。

附 則

本規程は昭和33年6月1日から施行する。

### 14. 教職課程委員会規程

#### お茶の水女子大学教職課程委員会規程

- 1 本学に教職課程委員会を置く。
- 2 委員会は次の委員をもって組織する。
  - (1) 各学部選出教官各1名
  - (2) 教職課程主任(教育学科より選出)
  - (3) 一般教育委員長
  - (4) 必要に応じ委員会が委嘱する臨時委員
- 3 委員長は委員の互選による。
- 4 第2条第(1)項の委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補欠による委員の任期はその残存期間とする。

- 5 委員会は次の事項を審議する。
  - (1) 教職教育科目に関する事項
  - (2) 教員免許に関する事項
  - (3) その他上記事項に関連する重要事項
- 6 委員会において決定した重要事項は教務委員会にはかり教授会及び評議会に提案もしくは報告する。
- 7 委員会の事務は学部事務室において行う。

#### 附 則

本規程は昭和35年1月1日から施行する。

### 15. 教育実習委員会規約

#### お茶の水女子大学教育実習委員会規約

- 1 本学学生の教育実習の企画ならびに実施につきその円滑を期するため教育実習委員会をおく。
- 2 本会は、学生の観察参加および教育実習の実施方法、期間等について企画し、教授会の議を経て実施する。
- 3 前項の実施後、学生の単位の取得、成績の評価等の判定につき審議決定し、これを学部事務室に処理せしめる。
- 4 本会に次の委員および幹事をおく。

委 員

  - (1) 文教育学部長
  - (2) 教育学科教育学専攻主任教官
  - (3) 教職教育課程主任教官。なお本教官が委員長となる
  - (4) 各学部教授会から選挙された専任教官1名ずつ
  - (5) 附属高等学校長
  - (6) 附属中学校長
  - (7) 附属高等学校教育実習主任教官
  - (8) 附属中学校教育実習主任教官なお、附属小学校又は幼稚園において教育実習を行う場合は、当該校園の長および教育実習主任教官は委員となる。

幹 事

学部事務室長をこれにあてる。
- 5 選挙による委員の任期は2年とする。
- 6 この規約は、昭和28年8月25日より実施する。

### 16. 附属図書館運営委員会規程

#### お茶の水女子大学附属図書館運営委員会規程

第1条 お茶の水女子大学附属図書館の運営に関する重要事項を審議するため附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は次の職員をもつて組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学部教官各2名
- (3) 一般教育委員会委員長

第3条 前条第2号の委員は当該学部の専任の教官中より教授会において選出し学長が任命する。

第4条 前条の委員の任期は2箇年とする。但し重任を妨げない。

<sup>2</sup> 補欠による委員の任期はその残任期間とする。

第5条 委員長は附属図書館長をもつて、これにあてる。

第6条 委員長は委員会を招集して、その議長となる。

<sup>2</sup> 委員長にやむを得ない事故があるときは委員長が指名した委員がその職務を代理する。

第7条 委員会の成立には、委員3分の2以上の出席を必要とする。

第8条 委員会の議事は出席委員の過半数をもつて決定する。可否同数のときは議長が決定する。

第9条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の職員を出席させることができる。

第10条 委員会は図書館に関する次の事項を審議する。

- 1 規則の制定改廃に関する事項
- 2 予算に関する事項
- 3 施設の設置、廃止に関する事項
- 4 その他、図書館の運営に関する重要な事項

第11条 図書の選定に関しては、図書選定委員会を置く。

<sup>2</sup> 図書選定委員会の規程は別にこれを定める。

第12条 委員会の事務を処理するため幹事及び書記を置く。

<sup>2</sup> 幹事は附属図書館事務長をもつて、これにあてる。

<sup>3</sup> 書記は附属図書館総務係長及び司書係長をもつてこれにあてる。

#### 附 則

この規程は昭和29年2月3日よりこれを施行する。

この改正は昭和33年6月1日よりこれを施行する。

## 17. 学生委員会規程

### お茶の水女子大学学生委員会規程

第1条 本会は学生委員会と称し、学生の厚生補導に関する事項を審議し、必要がある場合には学生部の活動に協力する。

第2条 本会は次の委員を以て組織する。

1 文教育学部から3名他学部から2名ずつ推薦された専任教員計7名

2 各学部から推薦された補導委員の代表者1名ずつ計3名

3 寮務委員から推薦された代表者1名

4 学 生 部 長

前項第1号該当者が第2号又は第3号の代表者に推薦された場合はこれらの資格を兼ねてもよい。

第3条 委員の任期は1年とし再任を妨げない。

補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

第4条 委員の互選によつて委員長及び副委員長を定める。

第5条 委員長は委員会を召集しその議長となる。

委員長事故ある時は副委員長これに代る。

第6条 委員3名以上の申出があつた時は委員長は委員会を召集する。

第7条 学長、学部長は随時出席する事ができる。

その他の職員は委員長の請求又は了解があつた時に出席する。

第8条 本会は第1条の使命を達成するために次のこと等を行う。

- 1 学長から諮問された問題を審議し又は自発的に意見を進言する。
- 2 学生部長提案の協議に応じ又は自発的に助言する。
- 3 学生部から報告を受け又は資料の提供を求める。
- 4 補導委員と連絡をとる。
- 5 学生と連絡懇談を行う。
- 6 必要ある場合には学生部の活動に協力する。
- 7 その他学生の厚生補導に必要と認められる事項を調査研究する。

第9条 本会に幹事を置き、学生課長及び厚生課長がこれに当る。幹事は委員長の命をうけて事務を処理する。

#### 附 則

本規程は昭和27年8月9日より実施する。

## 18. 寮務委員会規程

### お茶の水女子大学寮務委員会規程

第1条 学寮自治の向上発展を期するため寮務委員会を設ける。

第2条 寮務委員会は、次の委員をもつてこれを組織する。

- 1 各学部教授会において互選された教官(各学部2名)
- 2 学 生 部 長

第3条 前条第1項の委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残存任期とする。

第4条 寮務委員の選挙により、第2条第1項の委員の中より正副委員長を定める。

第5条 委員長は委員会を召集しその議長となる。委員長事故あるときは副委員長これに代る。

第6条 委員3名以上の申出があつた時は、委員長は委員会を召集する。

第7条 学長、学部長及び学生委員長は随時出席することができる。その他の職員は、委員長の請求又は了解があつたときに出席する。

第8条 寮務委員会は、その構成員の中5名以上の出席をもつて成立する。

第9条 寮務委員会は、その使命を達成するため、次のことを行う。

- 1 寮務委員会が学寮協議会に提出すべき議題を審議する。
- 2 学寮協議会において決定された事項を推進する。
- 3 学生部長もしくは寮務主任の申出による協議に応じ、又は自発的に助言する。
- 4 学長、評議会、教授会もしくは学生委員会等から提案された事項につき審議し、又は自発的に進言する。
- 5 その他必要な事項を審議する。

第10条 寮務委員会に幹事をおき、厚生課長がこれに当る。幹事は委員長の依頼を受けて事務を処理する。

附 則

この規程は、昭和28年7月8日よりこれを実施する。

## 19. 学 寮 規 程

お茶の水女子大学学寮規程

昭和30年6月1日 改正

### 第1章 総 則

第1条 本学学寮は、次の2寮からなる。

名 称 所 在 地

第1 寄宿舍（大山寮） 東京都板橋区仲町2番地

第3 寄宿舍（学内寮） 東京都文京区大塚町35番地

第2条 本学学寮には、本学学生中、東京都内に適当な住居を有しない者を希望により入寮させる。

第3条 学寮の運営は、寮生の総意に基づき、自治によりこれを行う。学寮自治会規約は別にこれを定める。

第4条 学寮自治の向上発展に資するため、寮務委員会を設ける。寮務委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第5条 学寮に関する事務は、本学学生部厚生課においてこれを行う。

第6条 寮生は、この規程および学寮自治会規約を守り、規律正しい集団生活を営み、自治に伴う責任を自覚し、自治能力の向上発展に努める。

### 第2章 入 退 寮

第7条 入寮希望者は、別紙書式による入寮願に家庭調書を添え保証人の連署を得て、学寮協議会に提出し、その審議を経て学長の許可を受けるものとする。

第8条 保証人および代理保証人は、寮生本人に関する本学からの連絡および相談に応ずるものとする。

第9条 卒業者は、卒業した年の3月末日までに退寮するものとする。

第10条 本規程または学寮自治会規約に違反し、あるいは、他の寮生の生活をみだす寮生に対し、学長は、学寮協議会の議を経て退寮を命ずることがある。

第11条 退寮を希望する者は、保証人の連署を得て、退寮届を学寮協議会に提出するものとする。

### 第3章 学 寮 協 議 会

第12条 寮務委員会と、学寮自治会との連絡を円滑にするため、学寮協議会を設ける。

第13条 学寮協議会は、次のものをもつてこれを構成する。

- 1 大山寮自治会正副委員長および同寮自治会委員5名（各棟から1名あて）
- 2 学内寮自治会正副委員長および同寮自治会委員2名（各棟から1名あて）
- 3 寮 務 委 員

第14条 寮務委員長は、学寮協議会を召集し、その議長となる。委員長事故あるときは、副委員長これに代る。

第15条 学寮協議会は、定例月1回これを開く。但し、必要に応じ臨時にこれを開くことができる。

第16条 寮務委員長は、寮務委員の4名または学寮自治会代表の5名が要請した場合は、学寮協議会を召集しなければならない。

第17条 学寮協議会は、必要に応じその構成員以外の本学職員、または学寮運営委員の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

第18条 学寮協議会は、寮務委員および学寮自治会代表のそれぞれ過半数の出席により成立する。

第19条 学寮協議会は、次の諸事項を協議する。

- 1 学生の入寮および退寮に関する事項
- 2 学寮自治委員会の議決事項
- 3 学寮生活の福祉増進および規律保持に関する事項
- 4 学寮関係の苦情処理に関する事項
- 5 学寮職員の任命および解任に関する事項
- 6 本規程の改正案に関する事項
- 7 学寮自治規約の改正案に関する事項
- 8 その他学寮生活に関する事項

第20条 学寮自治会委員長または自治会委員は、随時、寮務委員長または学生部長に対し、学寮自治生活に関し報告しなければならない。

第21条 学寮協議会の協議がまとまらない場合は、本学評議会に諮ることができる。

第22条 学寮協議会に幹事をおき、学生部厚生課長がこれに当る。幹事は学寮協議会に関する事務を処理する。

#### 第4章 学寮職員

第23条 本学学寮に寮務主任をおく。寮務主任は、当該学寮内に常住し、建物、施設備品および火気を管理する責に任じ、保健衛生等厚生施設に関する事務をつかさどる。

第24条 寮務主任の外に寮務を処理する職員若干をおく。

#### 第5章 寮内宿泊および外泊

第25条 次の各号に掲げる者で寮内に宿泊を希望する者に対しては、学寮自治委員長は宿泊を許可することができる。但し4号および5号にかかげる者については、学寮協議会の議を経るものとする。

- 1 寮生の保証人、家族および友人。但し、女性に限る。
- 2 桜蔭会会員
- 3 寮生以外の本学学生
- 4 講習会等のため上京した婦人団体
- 5 本学受験のため上京した者

第26条 前条の宿泊者は、学寮自治会規約を守るものとする。

第27条 第25条に規定する宿泊者の取扱については別にこれを定める。

第28条 寮生が外泊しようとする場合は、学寮自治会規約に従うものとする。

#### 第6章 会計

第29条 寮生は、所定の宿泊料を本学会計課に納付するものとする。

第30条 学寮諸経費の滞納が長期にわたる寮生に対し、学長は学寮協議会の議を経て退寮を命ずることができる。

第31条 学寮の設備、備品等を破損した寮生は、実費を弁償するものとする。

#### 第7章 集会および掲示

第32条 学寮内における集会および掲示は、学寮自治委員会の規約に従うものとする。

#### 第8章 災害予防

第33条 学寮自治会は、寮務主任と協力して火災その他の災害予防に関する具体的計画を立て、万一火災その他の災害が発生した場合は、寮務主任指揮の下に寮生全員協力して消火その他の具体的措置をとるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和30年6月1日からこれを施行する。
- 2 臨時に設けられた他の学寮については、別段の定めがない限り、この規程を準用する。

## 20. 学 生 準 則

### お茶の水女子大学学生準則

第1条 (団体の設立ならびに解散)

学内団体を設立しようとするときは、顧問教官を原則として定め、所定の様式により学生部長に届け出る。

<sup>2</sup> 学内団体の届出事項に変更を生じたとき、ならびに解散する場合は、前項に準ずる。

<sup>3</sup> 学内団体の学外団体への加入は、学生委員会との協議を経て学生部長に届け出る。

第2条 (集会及び行事)

学内における学生の主催する集会は、所定の様式により学生部長に届け出る。但し、学内団体の行事として予め学生部長に届け出た集会は除く。

<sup>2</sup> 定例学生大会は、学生部長に届け出る。

<sup>3</sup> 臨時学生大会は、学生部長の承認を得るものとする。

第3条 (掲示その他)

特に指定された掲示板に掲げる掲示ならびにポスターは、学生自治会が管理するものとする。

<sup>2</sup> その他の場所に掲げる掲示ならびにポスターは、学生課に届け出る。

<sup>3</sup> 本学一般学生を対象とした印刷物の配布、販売、募金、署名運動および世論調査等は、学生自治会管理とするも、学生課に予め通知する。

第4条 (学外団体の本部・支部および事務局の設置)

本学構内ならびに学寮内に学外団体の本部・支部および事務局を設置する場合には、学生部長の承認を得るものとする。

第5条 (準則の適用)

本準則の適用にあたり、必要ある場合は、学生委員会と団体とは、十分の協議を行うものとする。

#### 附 則

1 この準則に関する細則は、別にこれを定める。

2 この準則は、昭和35年4月10日から実施する。

## 21. 授業料免除等規程

### お茶の水女子大学授業料免除および徴収猶予取扱規程

#### 第1章 授業料の免除

##### (適用の範囲)

第1条 お茶の水女子大学(以下「本学」という。)における授業料等免除の取扱いについては本学学則、専攻科規程及び幼稚園教員臨時養成課程規程に定めるもののほか、こ

の規程の定めるところによる。

(免除の資格)

第2条 学部学生、専攻科学生及び幼稚園教員臨時養成課程学生（以下「本学学生」という。）であつて、経済的理由のため授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるものに対しては授業料を免除することができる。

但し、新入学生（本学の学部を卒業し、引き続き専攻科に入学した学生を除く）に対しては特別の事情がある場合を除き、入学した日の属する期分については免除の許可をしない。

(免除の額)

第3条 授業料免除の許可は年度を2期に分け当該期分ごとに行なうものとし、免除の額は各期分の授業料について全部または半額とする。

(免除の手続)

第4条 授業料の免除を受けようとするものは所定の期日までに下記の書類を学長に提出するものとする。

1 授業料免除申請書

2 家庭調書、家族、家業、家計等につき詳細に記載したもの

3 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる、学生または当該学生の学資を主として負担している者の居住地の市（特別区）町、村長の証明書

2 前項に定める書類のほか、源泉徴収票、所轄税務署の証明書、その他必要書類の提出を求めることがある。

(申請書の提出期間)

第5条 授業料免除申請の期間は次の通りとする。

第1期 4月1日から4月30日まで

第2期 9月1日から9月30日まで

但し、風水害等特別緊急の事情による授業料の免除申請はこの限りでない。

(免除の総額)

第6条 授業料免除の総額は本学学生（休学中の者を除く）の授業料収入予定額の5%に相当する額の範囲内で年度当初文部省から通知された額をこえないものとする。

(選考機関)

第7条 授業料の免除は当該学生の免除申請に基づき補導委員の選考を経て学長が決定する。

(許可の取消)

第8条 授業料免除の許可を受けたもので、許可の決定後免除の理由が消滅した場合は、学長はその許可を取り消すものとする。

(休学の場合)

第9条 休学を許可した場合は、次の算式により算定した授業料の全額を免除するものとする。

授業料年額 ×  $\frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$

(死亡、行方不明の場合)

第10条 死亡または行方不明のため除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害の場合)

第11条 学生または当該学生の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受け授業料の納付が困難と認められる場合は、当該学生の申請に基づき、災害の発生した年度の授業料について、災害の発生した翌期に納付すべき授業料を、学長が被災による納付困難な事情を認定の上、免除することができる。

但し、災害発生が当該期の授業料免除申請期限以前である場合は、当該期分の授業料についても免除することができる。

(災害による免除の総額)

第12条 風水害等の災害による授業料免除は毎年度当初文部省が定めた免除の総額の範囲内で行なうものとし、この額をこえて免除を行なう必要を生じたときは、その事由、該当者の人数、所用金額等必要事項を具して大学学術局長あてに承認の申請をしなければならない。

(授業料未納により除籍した場合)

第13条 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(徴収猶予中の退学の場合)

第14条 授業料徴収の猶予を許可している学生に対し、その願出により退学を許可した場合には、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

## 第2章 寄宿料の免除

(死亡、行方不明の場合)

第15条 死亡または行方不明のため、学生を除籍した場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害の場合)

第16条 学生または学生の学資を主として負担しているものが風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合は、当該学生の申請に基づき学長が被災による納付困難な事情を認定して寄宿料の全額を免除することができる。

(授業料未納により除籍した場合)

第17条 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

## 第3章 授業料の徴収猶予

(徴収の猶予)

第18条 授業料の徴収猶予は、次の各号に該当する場合に当該学生（行方不明の場合は保証人等）の申請に基づき、学長が選考の上許可することができる。

- 1 経済的理由によつて納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 2 行方不明の場合
- 3 学生または当該学生の学資を主として負担している者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- 4 その他やむを得ない事情があると認められる場合  
(徴収猶予の申請期間)

第19条 授業料徴収猶予の期間は、次の通りとする。

第1期分 4月30日まで

第2期分 10月30日まで

(徴収猶予の期限)

第20条 授業料徴収猶予の期限は、次の通りとする。

第1期分 9月30日まで

第2期分 2月28日まで

(授業料の月割分納)

第21条 特別の事由があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。

(月割分納の期限)

第22条 授業料月割分納の納期は毎月10日までとし、3月分については前月分と同時に納めるものとする。

(猶予の手続)

第23条 徴収猶予の許可を受けようとするものは、申請書に理由書を添え提出期限までに学長に提出するものとする。

(許可の取消)

第24条 徴収猶予の許可決定後、猶予の事由が消滅した場合は、学長はその許可を取り消すものとする。

(附属高等学校の場合)

第25条 附属高等学校生徒の授業料免除については、本学学生の場合に準じて取り扱うものとする。

<sup>2</sup> 附属高等学校生徒の授業料免除の総額は、生徒（休学中のものを除く在学生徒）の授業料収入予定額の3%に相当する額の範囲内で毎年度当初文部省から通知された額をこえないものとする。

(適用除外)

第26条 日本育英会の特別貸与奨学生（附属高等学校生徒を含む）については、休学、死亡、災害等の場合を除き、原則として授業料の免除は行なわない。

## 附 則

この規程は、昭和35年10月1日から施行する。

## 22. 専攻科規程

お茶の水女子大学専攻科規程

第1条 学則第42条による専攻科は、学術の理論及び応用に関し、特別の事項につき研究しようとする者に対して教授を行い、その研究を指導することを目的とする。

第2条 専攻科の専攻部門及びその学生定員は次のとおりとする。

文教育学専攻科

哲学専攻	5名	史学地理学専攻	5名
文学第一専攻 (国文学、中国文学)	5名	文学第二専攻 (英文学)	5名
教育学専攻第1課程 同 第2課程	10名	計	30名

理学専攻科

数学専攻	6名	物理学専攻	6名
化学専攻	6名	動物学専攻	6名
植物学専攻	6名	計	30名

家政学専攻科

児童学専攻	5名	食物学専攻	5名
被服学専攻	5名	計	15名

合 計 75名

第3条 専攻科の修業年限は1年とする。

但し、その研究を継続する必要があるつて、その在学期間の延長を願い出た者がある時は、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。

第4条 専攻科の学科課程は別にこれを定める。

第5条 学生は在学中にそれぞれの専攻に応じ30単位以上を修得しなければならない。

第6条 専攻科の入学資格は次の各号の1に該当する女子でなければならない。

- 1 大学を卒業した者
- 2 前項と同等以上の学力があると認められた者

第7条 専攻科入学者は入学志願者について学力試験及び身体検査その他の成績により選考の上学長がこれを許可する。

第8条 専攻科に入学を志願する者は、入学願書に添えて別表により検定料を納めなければならない。

第9条 専攻科に入学を許可された者は、別表により入学科及び授業料を納めなければならない。

第10条 休学の期間は1年を超えることができない。

但し、特別の事情があると認められた時は、学長は教授会の議を経て期間の延長を許可することができる。

第11条 第5条に定める単位を履修した者には、修了証書を授与する。

第12条 この規程に定められていない事項については本学学則を準用する。

#### 附 則

この規程は昭和31年4月1日よりこれを施行する。

「別表」	区 分	金 額
	検 定 料	1,000円
	入 学 料	1,000円
	授 業 料	年 額 9,000円
		第1期分 4,500円 第2期分 4,500円
		月 額 750円

## 23. 研 究 生 規 程

### お茶の水女子大学研究生規程

第1条 本学において特定事項に関する研究に従事することを希望するものがあるときは、関係学部において、これを適当と認め、かつ支障がない場合に限り研究生として入学を許可することができる。

第2条 研究生は指導教官の指導をうけて研究に従事する。

第3条 研究生の入学資格は旧制の高等学校専門学校又はこれと同等以上の学力を有する女子に限る。

第4条 研究生志願者は下記書類に検定料500円を添えて本学学部事務室に提出しなければならない。

研究生志願者については教授会で選考の上学長が入学を許可する。

1 入学願書(様式別表1)

2 履 歴 書

3 身 体 検 査 書

第5条 研究生の許可は毎学年の始めとして前学年末に決定する。

但し特別の事情のあるときはこの限りではない。

第6条 研究生の研究期間はこれを1年とする。但しその研究を継続する必要があるときは理由を具して願ひ出ることができる。この場合学長は教授会の議を経て期間の延長を許可することができる。

第7条 指導教官が必要と認め当該教官の承認があるときは、研究生に対し他学科の講義又は実験に出席を許可することができる。

第8条 研究生は授業料として年額7,200円を指定期間までに納めなければならない。

第9条 研究生として許可されたものは入学料として、500円を指定の期間までに納めなければならない。

第10条 研究に要する実費は別にこれを徴収することがある。

第11条 研究生が他の業務に従事しようとするときは学長の許可を受けなければならない。

第12条 学長は研究生で相当の成績をあげたと認められたものには教授会の議を経て研究証明書を付与することができる。

第13条 この規程に定められていない事項については、本学学則を準用する。

#### 附 則

1 この規程は昭和26年度研究生より適用する。

2 この改正は昭和27年度研究生より適用する。

3 この改正は昭和31年度研究生より適用する。

## 24. 聴 講 生 規 程

### お茶の水女子大学聴講生規程

第1条 聴講生は本学所定の課程を聴講して、単位を修得することができる。

第2条 聴講生は旧専門学校令の内修業年限4年の学校を卒業又はこれと同等以上の学力を有する女子に限る。但し教育職員免許法の単位として、認定を受けるため教職科目の聴講を希望する者は、高等学校、中学校教員の二級普通免許状を授与されたもの、又は授与される資格あるものに限る。

第3条 聴講生を志願するものは次の書類に検定料500円を添えて本学学部事務室へ提出しなければならない。

1 入学願書(所定の様式別表1)

2 履 歴 書

3 勤務先所属長の承認書

4 身 体 検 査 書

第4条 聴講生の入学及び許可科目は教授会において審査の上学長が許可する。

第5条 入学を許可された者は入学料500円を指定の期日までに納付しなければならない。

第6条 聴講生の在学期間は1カ年又は6カ月の2種類とする。

第7条 単位算定の基準は下記による。

講 義 15時間以上 1単位

演 習 30時間以上 1単位

実 験 実 習 45時間以上 1単位

第8条 1カ年継続の講義演習実験実習については該課程を修了したものでなければ単位修得を認めないことがある。但し修了したものには2単位を認めることができる。

第9条 単位の修得は指導教官の指定する試験又は論文報告等により指導教官の評価に基づき教授会の承認を経て決定する。

第10条 聴講生の修得した単位は教育職員免許法施行規則第31条の規定により認定された単位とすることができる。

第11条 聴講料は1単位につき金300円を指定の期日までに納付しなければならない。

#### 附 則

- 1 本規程は昭和25年度聴講生よりこれを適用する。
- 2 本改正は昭和27年度聴講生より適用する。
- 3 本改正は昭和31年度聴講生より適用する。

## 25. 委託生規程

### お茶の水女子大学委託生規程

第1条 教育委員会、学校その他の公共機関から委託により本学において授業及び研究指導を受ける者を委託生と称する。

第2条 委託生は旧制高等学校専門学校の卒業又はこれと同等以上の学力を有する現職の女子教職員ならびに産業教育振興法に基づく内地留学生にして、他教育委員会、学校その他の公共機関から推薦された者につき、教授会において選考の上これを学長が許可する。

第3条 委託しようとする機関の長は、次の書類を本学学部事務室に提出しなければならない。

- 1 委託願書（所定の様式別表1）
- 2 本人の履歴書
- 3 身体検査書

第4条 委託生の人員は本学学生の授業及び研究指導に支障を来さない範囲とする。

第5条 委託生の授業及び研究指導の期間は1カ年又は6カ月の2種類とする。

第6条 委託生に対しては希望に依り受講証明書を交付することができる。

第7条 前条の単位の認定を希望するものは所定様式別表2による願書を予め提出し許可を得なければならない。

第8条 前条の単位は1カ年の委託生に対しては30単位、6カ月の委託生に対しては15単位を限度とする。但し単位の基準は学則による。

第9条 本学の授業計画以外において教官の指導を受け、認定による単位を希望する者については本規程を準用することができる。

第10条 委託生は1単位につき聴講料300円を指定の期日までに納付しなければならない。なお実験実習等に要する研究実費は各人の負担とする。

第11条 この規程に定められていない事項については本学学則を準用する。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和25年委託生より適用する。
- 2 昭和25年度委託せられた者に対してはこの規定を準用することができる。
- 3 この改正は昭和27年度委託生より適用する。
- 4 この改正は昭和32年度委託生より適用する。

## 26. 私学研修員規程

### お茶の水女子大学私学研修員規程

#### (目 的)

第1条 私学研修員受入実施要項に基づき、私立学校教職員を私学研修員（以下「研修員」という。）として、本学に受入れる場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

#### (資 格)

第2条 研修員の資格は、原則として、専任の教職員とする。

#### (受入承認)

第3条 研修員は私学研修福祉会から推薦された者につき、当該学部教授会において選考の上これを学長が承認する。

#### (受入時期)

第4条 研修員受入れの時期は4月又は10月とする。

#### (提出書類)

第5条 私学研修員志願者は下記の書類を学部事務室に提出しなければならない。

- 1 願 書
- 2 履 歴 書
- 3 健康診断書

#### (研究期間)

第6条 受入時期4月の研修員は研究期間1カ年を原則とするが特別の事情ある場合は研究期間を6カ月又は3カ月に短縮することができる。

受入時期10月の研修員は期間6カ月又は3カ月の2種のみとする。

#### (研究方法)

第7条 研修員は指導教官の指導のもとに、研究題目を定めて、研究に従事し、指導教官が必要と認めた場合は講義、実験等に参加または施設を利用することができる。

#### (研究料)

第8条 研修員の研究料は次のとおりとし、研修期間に応じて6カ月分ごとの前納を原則とする。



研究料

職 別	区 分	
	実験(臨床を含む)	非 実 験
教 授	月 額 9,000 円	月 額 3,000 円
助 教 授(講師)	月 額 6,000 円	月 額 2,000 円
助手(高等学校中学校の教諭その他の職員を含む)	月 額 3,000 円	月 額 1,000 円

1 納入の時期

研究期間1年の者

第1回分 受入許可の日から20日以内

第2回分 10月21日から11月9日まで

研究期間3ヵ月及び6ヵ月の者

第1回分 受入許可の日から20日以内

2 既納の研究料は返さない

(証明書の交付)

第9条 研修員は研究に関する研究証明書の交付を願い出ることができる。ただし、単位の認定はこれを行わない。

附 則

1 この規程は昭和33年4月1日から適用する。

2 この規程は昭和35年4月10日より適用する。

## 27. 外国人特別学生規程

お茶の水女子大学外国人特別学生規程

(目 的)

第1条 本学の学部学生、専攻科学生、研究生、聴講生、委託生及び幼稚園教員臨時養成課程学生として入学を志望し、又入学を許可された外国人については(学部への編入学を含む)本学学則に基づきこの規程を適用する外、各関係規程(国費留学生規程、学内諸規程等)を準用する。

(入学資格)

第2条 入学資格は学校教育法又は大学基準に準じた学歴を有し、本学学則に定めるそれぞれの種別の学生の入学資格に合致した女子とする。

(入学の時期)

第3条 入学の時期は学年はじめを原則とする。ただし聴講生、委託生等の入学時期は毎学期はじめとする。

(入学出願手続)

第4条 入学志願者は一般志願者と同様の出願書類および履歴書の外、原則として本国政府の発行する本学への入学依頼書又は推薦書を提出するものとする。

(選考方法)

第5条 (1) 学部志願者で日本において高等学校卒業又は同等以上の学歴を得たものについては、原則として一般学生と同じ選考方法を実施する。

(2) 学部志願者で上記以外の学歴のものについては、人物、学力、健康等につき特別のテストおよび面接を行い、その際修学に必要な日本語考査をあわせ行う。

(3) その他の種別の学生を志願するものについては、上記(2)に準じ書類選考その他適当な方法により選考を行う。

(4) 上記のすべての学生につき定員外の取扱いとする。

(入学手続)

第6条 選考の結果に基づき入学を許可されたものは、一般学生に準じ入学手続(入学科、授業料その他学生より徴収する経費を含む)をとるものとする。

(履修、卒業、修了等)

第7条 入学者は在学中、一般学生と同じく学則、履修規程等すべての適用を受けるものとする。

附 則

本規程は昭和34年11月1日から適用する。

## 28. 附属図書館利用規程

お茶の水女子大学附属図書館利用規程

第1節 総 則

第1条 お茶の水女子大学附属図書館は、お茶の水女子大学に所属する図書・記録その他必要な資料を収集・整理・保存して教職員、学生および生徒に利用させ、その調査・研究・学習等に資することを目的とする。

第2条 本館収蔵の図書・記録その他必要な資料(以下「図書」という。)を閲覧・利用できる者を次の通りとする。

- 1 本学教職員
- 2 本学学生
- 3 附属高等学校生徒
- 4 その他図書館長の許可を得たもの

第3条 閲覧室は次の休業日を除き毎日これを開く。但し都合により臨時これを閉鎖することがある。

日曜日・国民の祝日・本学創立記念日・本学卒業式当日・年末および年始

第4条 閲覧時間は次の通りとする。

平 日 午前9時より午後6時

土曜日 午前9時より午後3時

但し学生の休業中（夏期休業等授業が休みの日）は次の通りとする。

平日 午前9時より午後5時

土曜日 午前9時より正午

## 第2節 図書の閲覧および返納

第5条 学生・生徒には閲覧票を交付する。閲覧票は原則として再交付しない。

第6条 図書を閲覧しようとする者は、図書借覧証に書名・請求記号・冊数・閲覧年月日等を記入し、署名の上これを借り受ける。

館外閲覧の場合は学生および生徒は閲覧票に検印をうける。

第7条 教職員が調査研究のため書庫に入ることを必要とする場合は、係員に入庫証を提示し、携帯品、外套等は係員に預けることとする。

学生が研究上又はその他の理由により特にその必要を認められる場合は、図書館事務長の承認を得て書庫に入ることができる。

第8条 館内閲覧の借受部数は1人につき5冊以内とする。但し教職員にあつては1人につき10冊以内とする。

第9条 館内閲覧のために借り受けた図書は閲覧室で閲覧し、これを館外に持ち出してはならない。

第10条 館内閲覧者は別に定める館内規律を守らなければならない。

第11条 館外閲覧の借受部数は教官には1人につき30冊、その他の職員には1人につき10冊以内とし、2カ月以内にこれを返さなければならない。但し教授上の必要から借り受けた図書に限り右の期間を6カ月まで延期することができる。

<sup>2</sup> 学生・生徒には1人につき3冊以内とし、1週間以内にこれを返さなければならない。夏期休業中に借り受けたものは始業日後5日以内にこれを返さなければならない。

第12条 借受期間を守らない者には相当の期間図書の閲覧を停止することができる。

第13条 館外で閲覧のできない図書を次の通りとする。

貴重図書・辞書類・研究上常置を必要とする全書の類・指定図書・参考図書室に備えてある図書・新購入及び新寄贈の図書・未製本の雑誌類・その他特別の図書。

第14条 貴重図書については別に定めるところによる。

第15条 借り受けた図書はすべてこれを他人に貸してはならない。

第16条 参考図書室の図書は入室者が自由にとり出して利用できる。但し室外に持ち出すことはできない。

参考図書室に入室するものは、閲覧票または身分証明書を提示する。また外套その他の携帯品は入口のロッカーに収め、参考図書室内には研究上必要なもののみしか持ち込まない。

第17条 資料室・マイクロカメラ室・視聴覚室・暗室・倉庫等に入る場合は係員に申し出る。

第18条 視聴覚資料の利用については、別に定める規程による。

第19条 借り受けた図書を紛失又は汚損したときは、これを弁償させることがある。

## 附 則

この規程は、昭和35年2月10日よりこれを施行する。

閲覧票及び入庫証形式略。

## 29. 幼稚園教員臨時養成課程規程

お茶の水女子大学幼稚園教員臨時養成課程規程

第1条 幼児の教育に関する専門の知識及び技術を教授研究し、幼稚園教員を養成するを目的とする。

第2条 本課程の修業年限は2年とする。1学年の学生の定員は30名とする。

第3条 本課程の学科課程は、一般教育課程、専門教育課程、教職教育課程及び体育とし、在学中に次の単位を修得しなければならない。

学科課程の細目は別表による。

一般教育科目 18単位以上

専門科目 14単位以上

教職科目 18単位以上

体育科目 2単位以上

選択科目 10単位以上

合計 62単位以上

第4条 本課程の教官は本学の教官をもつて当て、兼任教官とする。

但し本課程特殊の講義に対しては必要に応じ学外より講師を依頼する。

第5条 本課程の教科については当大学の授業をもつてあてることができる。

第6条 本課程に2年以上在学し、定められた科目及び単位数を履修した者は、卒業証書及び幼稚園教員2級普通免許状をうけることができる。

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第8条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日より10月20日まで

後学期 10月21日より翌年3月31日まで

第9条 学年中の定期休業日を次の通りとする。

1 国民の祝日

2 創立記念日 11月29日

3 日曜日

4 春季休業 4月1日より4月7日まで

5 夏季休業 7月11日より9月10日まで

6 冬季休業 12月25日より翌年1月7日まで

- 第10条 入学の時期は毎学年の始めより30日以内とする。
- 第11条 入学資格は次のいずれかの資格を有する女子に限る。
- 1 新制高等学校を卒業した者。
  - 2 新制高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
- 第12条 入学者は、入学志望者について、学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上、学長がこれを許可する。
- 第13条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓をしなければならない。理由なくして宣誓しない者は入学を取り消す。
- 第14条 退学を希望するものは、その理由を具して学長に願ひ出て許可を受けなければならない。
- 第15条 次の各号の1に該当するときは、学長は論旨退学をさせ、又は除籍することができる。
- 1 正当の理由がなくして出席が常でない者。
  - 2 病気その他の事由によつて成業の見込がないと認められた者。
  - 3 許可がなくして授業料を滞納し又は延期期限が経過してもこれを納めない者。
- 第16条 病気その他の事由により引続いて2カ月以上修学することができないときは、事由を具して学長に願ひ出て、その許可を得て休学することができる。
- 2 休学は通算して2年を超えてはならない。
- 第17条 入学を志望する者は入学願書に添えて検定料1,000円を納めなければならない。
- 第18条 入学料は1,000円とし、指定の期日までに納めなければならない。入学料を納めない者は入学許可を取り消す。
- 第19条 授業料は年額9,000円とし、次の2期に分けて納めなければならない。
- |     |        |     |           |
|-----|--------|-----|-----------|
| 第1期 | 4,500円 | 前学期 | 始業日から20日間 |
| 第2期 | 4,500円 | 後学期 | 始業日から20日間 |
- 第20条 退学又は除籍された場合においても、その者が在学していた期までの授業料は納めなければならない。
- 2 納付期日前に休学の許可を得た者の授業料は月割計算により、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。
- 第21条 一度納めた検定料、入学料、授業料はどのような場合でもこれを返さない。
- 第22条 授業料を2期に納めることが困難な者に対しては、本人の願出により学長はその徴収を猶予し又は分納を許可することがある。徴収の猶予又は分納に関する規程は別にこれを定める。
- 第23条 学費の支払が極めて困難なため授業料の減免を受けようとする者があるときは、学長はこれを減免することがある。減免に関する規程は別にこれを定める。
- 第24条 停学を命ぜられた期間中の授業料はこれを徴収する。
- 第25条 学生が授業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、運営委員会の議を

- を経て学長がこれを表彰することがある。
- 第26条 学生が学校の秩序を乱しその他学生の本分に反したときは、運営委員会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒は戒告、停学及び退学とする。
- 第27条 成績の評価はその科目を修了したときに行う。但し1年を超えて連続する科目にあつては、少くとも1年ごとに成績の評価を行う。
- 第28条 評価は原則として試験(論文、報告等を含む)、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。定期試験は各学期ごとに行うのを原則とする。
- 第29条 成績の評価はA B C Dの四種類とする。A B Cの評価を得たものは、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。学生の取得した単位は、その評価とともに記録にとどめる。
- 第30条 病気その他正当な理由で試験等を受けることができなかつたものに対しては、別に定める手続によつて追試験を行うことができる。追試験を受けようとする者は、追試験願を学部事務室へ提出しなければならない。
- 第31条 本課程に関する一切の事務は、所属学部事務室において行う。
- 第32条 この規定に定められていない事項については、本学学則を準用する。
- 附 則  
この規程は昭和31年度入学生よりこれを適用する。

### 30. 幼稚園教員臨時養成課程運営規程

お茶の水女子大学幼稚園教員臨時養成課程運営規程

- 第1条 本学に幼稚園教員臨時養成課程(文教育学部所属)の運営に関する事項を審議するため委員会を置く。
- 第2条 委員会は次のものをもつて組織する。
- 1 学 部 長
  - 2 文教育学部教官1名(教授会の推薦による)
  - 3 家政学部児童学科教官1名(教授会の推薦による)
  - 4 一般教育委員会委員長
  - 5 養成課程主任
  - 6 附属幼稚園長
  - 7 学 生 部 長
  - 8 事 務 局 長
- 第3条 委員長は文教育学部長をもつてあてる。前条第2号、第3号の委員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。
- 第4条 委員長は委員会を招集しその議長となる。
- 第5条 議長にやむをえない事故があるときは委員長が指名した委員がその職務を代理す

る。

第6条 委員の3分の1以上の要求があるときは委員長は委員会を招集する。

第7条 委員会の成立には委員3分の2以上の出席を必要とする。

第8条 委員会の議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは委員長の決することによる。

第9条 委員長は委員会の同意を得て委員以外の職員を出席させることができる。

第10条 委員会は次の事項を審議する。

- 1 教務に関する重要事項
- 2 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- 3 教官の人事に関する事項
- 4 その他養成課程の教育及び運営上重要な事項

第11条 委員会は必要と認めるときは審議事項に関し各学部教授会の意見をきくことができる。

第12条 委員会の決議事項中特に重要なものは評議会に提案し、または報告するものとする。

第13条 委員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は委員会が定める。

第14条 委員会に幹事を置き養成課程主任をもつてあてる。

第15条 養成課程に主任を置く。主任は養成課程に関する事項を掌理する。任期は2年とする。但し重任を妨げない。

第16条 主任は文教育学部の専任教授もしくは本学専任の職員であつて文教育学部の教授を兼ねるものの中から選考委員会において選考し評議会の議を経て学長が命ずる。

第17条 選考委員会は学長を委員長とし次の者をもつて組織する。

- 1 学部長
- 2 教育学科主任
- 3 児童学科主任
- 4 各学部から選出された教授各1名

附 則

この規程は昭和31年4月1日から施行する。

この改正は昭和33年6月1日より施行する。

## 31. 食物化学研究所規程

お茶の水女子大学食物化学研究所規程

第1条 本学家政学部に食物化学研究施設を附置し、食物化学研究所と称する。

第2条 研究所に次の研究部を置く。

- 第1部 食品成分部
- 第2部 食物微生物部

第3部 調理加工部

第4部 栄養部

第3条 研究所に次の職員を置く。

所長、所員、研究補助員、事務職員

第4条 所長は教授である所員のうちから学長が任命する。

第5条 所長の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

第6条 所員は家政学部又は理学部の教官のうちから運営委員会において選り理学部及び家政学部の教授会の承認を経るものとする。

所員となる理学部の教官は家政学部の教官を併任するものとする。

所員は一又は、若干の部に属する。

第7条 研究所に事務部を置く。

事務部員は事務局及び学部事務室の職員のうちからこれにあてる。

第8条 各研究部及び事務部に主任を置く。

第9条 研究所に管理運営に関する重要事項を審議するため運営委員会を置く。

運営委員会は学長を委員長とし次の委員をもつて組織する。

所長、各学部長、各研究部主任、事務局長及び運営委員会において必要と認められた者。

第10条 運営委員会に幹事を置き、事務部主任をもつてあてる。

第11条 運営委員会において議決した事項中重要なものは教授会又は評議会に提案し又は報告する。

第12条 研究所に各部門における研究について協議するため研究協議会を置く。

研究協議会は所長を議長とし所員をもつて組織する。

附 則

本規程は昭和33年6月1日から施行する。

## 32. ヘルスセンター運営委員会規程

お茶の水女子大学ヘルスセンター運営委員会規程

第1条 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）ヘルスセンターの適正な運営を図るため、本学にヘルスセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は本学における次に掲げる事項について調査審議し、学長の承認を得てその実施に当る。

- 1 ヘルスセンターの行う事業計画に関する事項
- 2 ヘルスセンターの人事に関する事項
- 3 ヘルスセンターの予算に関する事項
- 4 ヘルスセンターの施設設備に関する事項
- 5 委員会の規程の改廃に関する事項
- 6 その他運営に関し重要と認める事項

第3条 委員会は、本学の教職員及び学生のうちから次の各号に掲げる委員20名以内をもって組織し学長が任命する。但し教職員のうちから任命される委員若干名は、女子の教職員をもつて充てなければならない。

- 1 学部代表教官各1名
- 2 学部代表学生各1名
- 3 学生委員長
- 4 寮務委員長
- 5 校 医
- 6 事務局 長
- 7 学 生 部 長
- 8 学識経験のある者9名以内

<sup>2</sup> 特別の事項を調査審議するため必要があるときは委員会に臨時委員を置くことができる。臨時委員は学識経験のある者の中から学長が任命する。

第4条 委員の任期は2年とする。但し再任されることを妨げない。

- <sup>2</sup> 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- <sup>3</sup> 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは退任するものとする。

第5条 委員会は委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によつて第3条第1項第1号ならびに同条同項第8号に掲げる委員のうちからこれを定める。

- <sup>2</sup> 委員長は委員会の会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- <sup>3</sup> 委員長及び副委員長の任期は各1年とする。

第6条 委員会に次のとおり分科会を置く。

分科会の名称	分 担 事 項
健康管理分科会	健康管理及び指導に関する事項
レクリエーション分科会	生活環境ならびにレクリエーションに関する事項
相談分科会	相談助言に関する事項

第7条 第3条第1項第8号に掲げる委員及び第3条第2項に掲げる臨時委員は、学長の指名により前条に掲げる分科会のいずれかに分属するものとし、各分科会に主任を置き、それぞれの分科会に属する委員及び臨時委員の互選によつてこれを定める。

<sup>2</sup> 委員長及び副委員長は必要があると認めるときは、いずれの分科会にも出席することができる。

第8条 委員会は委員長の承認を得て分科会の議決をもつてその議決とすることができる。

第9条 委員会及び分科会は委員長が必要と認めるとき、又は委員及び議事に関する臨時委員の過半数の要求があつたときに委員長が招集する。

<sup>2</sup> 委員会及び分科会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

<sup>3</sup> 委員会及び分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第10条 委員会又は分科会は委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を聞くことができる。

第11条 委員会に顧問を置くことができる。

<sup>2</sup> 顧問は委員会の推せんにより学長が委嘱し、ヘルスセンターの事業について重要な施策に参画する。

第12条 委員会の庶務は学生部において処理する。

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

#### 附 則

- 1 この規程の改正は、昭和37年2月14日より施行する。
- 2 お茶の水女子大学ヘルスセンター運営委員会規程（昭和31年12月20日施行）は廃止する。

### 33. 食堂運営委員会規程

#### お茶の水女子大学食堂運営委員会規程

第1条 お茶の水女子大学食堂（以下「大学食堂」という。）の施設の適正な管理ならびに食堂における業務の円滑な運営を図るため、お茶の水女子大学食堂運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第2条 運営委員会は、次の事項を審議し、その運営に当る。

- 1 食堂の施設に関する事項
- 2 給食業務の管理に関する事項
- 3 販売の用に供する食品もしくは添加物の種類及びその価格に関する事項
- 4 食堂の清潔、衛生並びに食品もしくは添加物の衛生に関する事項
- 5 その他食堂の管理運営上必要と認められる事項

第3条 運営委員会を構成する委員は、下表左欄に掲げるものとし、学長がこれを任命しその任期はそれぞれ右欄に掲げる期間とする。

委 員	任 期
学生部長の職にある者	当該職にある間
学生委員代表 1名	当該職にある間
寮務委員代表 1名	当該職にある間

食物学科教官	2名	1年(4月1日から翌年の3月31日まで)
附属学校代表	1名	1年(4月1日から翌年の3月31日まで)
事務局長の職にある者		当該職にある間
会計課長の職にある者		当該職にある間
学生課長の職にある者		当該職にある間
厚生課長の職にある者		当該職にある間
教職員代表	1名	1年(4月1日から翌年の3月31日まで)
学生代表	3名	6か月

<sup>2</sup> 委員は任期満了後重任することを妨げない。

<sup>3</sup> 委員が任期中に退任した場合は、退任の日から20日以内に後任の委員を選考しなければならない。但し、その任期は、前任者の残存期間とする。

<sup>4</sup> 学生代表の委員には、学生自治会、学内寮自治会並びに大山寮自治会からそれぞれ1名あて推薦された者をあてるものとする。

第4条 運営委員会は特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

第5条 運営委員長には、学生部長の職にある者をもつてこれにあてる。

第6条 運営委員長は、運営委員会を召集し、その議長となる。

第7条 運営委員長に事故あるときは、運営委員長が指名した委員が、運営委員長の職務を代理する。

第8条 運営委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を聞くことができる。

第9条 運営委員会の庶務は、学生部厚生課において処理する。

第10条 この運営委員会規程に定めるもののほか、大学食堂の管理運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

#### 附 則

この改正規程は、昭和33年6月1日から適用する。

### 34. 所属国有財産使用規程

#### お茶の水女子大学所属国有財産使用規程

(この規程の根拠)

第1条 文部省所管国有財産取扱規程第29条の定めるところにより本学所属の建物、運動場及びその他の施設(以下「国有財産」という。)を同規程第36条第1項第5号及び第7号の定める期間本学以外のものが使用するときはこの規程の定めるところによる。但し、

法令その他の規程に定めあるものについては、この限りでない。

(使用手続)

第2条 国有財産を使用しようとする者は、所定の使用願に使用責任者、使用目的その他必要な事項を記載して記名捺印の上使用予定日前7日までに願い出、学長の許可を受けなければならない。

(使用許可)

第3条 前条の願い出を妥当と認めるときは所定の許可書を願出人に交付する。

(使用料)

第4条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は別表所定の使用料を使用の前日までに事務局会計課に納付しなければならない。但し学長において特別の事情があると認めるときは使用料を減免することができる。

<sup>2</sup> 既納の使用料は返付しない。

(使用上の注意)

第5条 使用者は許可書と前条に定める使用料の領収書とを提示した上、係員の指示に従って常に善良な状態でこれを使用しなければならない。又その使用目的により特別の注意を必要とする場合は警備員を配置する等適当な処理をとらなければならない。

第6条 使用者が使用日時の変更又は取消をする場合は使用の前日までに申し出なければならない。但し天候等止むを得ないと認められる事情による使用日時の変更又は取消は当日申し出てもよいものとする。

<sup>2</sup> 申し出のないときは使用したものとみなす。

第7条 国有財産の使用許可後、又は使用中であつても次に掲げる場合は、その許可を取消し、又はその使用を中止させる。

イ 使用願の記載事項が事実と反したとき。

ロ 施設に損傷を与えるおそれがあると認めるとき。

ハ 公益を害し又は風俗を紊乱するおそれがあると認めるとき。

ニ この使用規程が履行されていないと認めるとき。

ホ 前各号のほか不適当であると認めるとき。

<sup>2</sup> 前項各号の処分に対しては使用者は異議、もしくは損害賠償を申し立てることはできない。

(損害賠償)

第8条 国有財産の使用中国有財産並びに他の器具等に損害を与えた時は何人の行為であつても、使用者は本学の指示に従つてすみやかにその損害の回復をするか、又は本学で認定した金額を賠償しなければならない。

(使用場所の点検)

第9条 国有財産の管理上必要と認めるときは、本学の係員は随時使用を許可した箇所に入り必要な指示をすることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和31年12月12日から施行し、昭和31年7月1日から適用する。
- 2 この規程に定めるもののほか、この規程施行に関し必要な事項は、別に定める内規による。

## 35. 文書処理規程

### お茶の水女子大学文書処理規程

- 第1条 公文書は庶務課文書係において收受し、次の各号に依り取扱う。但し附属学校において直接処理するもの及びこの規程第3条によるものを除く。
- 1 親展文書は封緘のままあて名人に配付する。
  - 2 前号以外の文書はこれを開封し、文書收受簿に登記し、その件名番号及び年月日を記入した後、直ちに主管部局に配付しその証印を徴する。
  - 3 2部局以上に関連する文書は関係の重さに従つて配付する。
- 第2条 親展文書があて名人から回付されたときは、前条第2号に準じて取扱う。
- 第3条 次の文書は庶務課文書係を経ないで主管部局において接受することができる。
- 1 教官から提出される教務上の書類。
  - 2 学生から差出す願届書類。
  - 3 入学志願者の出願書類。
  - 4 その他各部局長の指定した書類。
- 第4条 配付を受け又は接受した文書はすみやかにこれを調査し処理案を作成しなければならない。但し文書の内容により処理案を作成することができないか、または処理を要しないと認めるときは原文のまま供閲し、指揮を受けなければならない。
- 第5条 処理案が他の部局に関連あるものは合議しなければならない。
- 第6条 決議済の文書は主管部局において決裁年月日を記入し、すみやかに処理の手続をしなければならない。
- 第7条 発送を要する文書は庶務課文書係が処理する。但し執務時間外の場合は事務当直において処理しなければならない。
- 第8条 庶務課文書係は発送文書及び原議に番号を付け文書発送簿に登記し、原議はこれを主管部局に返さなければならない。
- 第9条 庶務課文書係または事務当直において、直接文書を発送するときは、月日、受信名、発信名及び番号を文書送付簿に記載し送達の上、送先の証印を徴しなければならない。
- 第10条 庶務課文書係または事務当直において郵便電信を発送したときは、月日、受信名、発信名及び料金を郵便切手受払簿に登記し取扱者が検印する。
- 第11条 事項の完結した文書は主管部局において整理保存しなければならない。
- 第12条 文書保存については別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は昭和28年3月10日より施行する。
- 2 この改正は昭和31年9月1日から施行する。

## 36. 宿日直規程

### お茶の水女子大学宿日直規程

- 第1条 お茶の水女子大学における宿直勤務および日直勤務（以下「宿日直」という。）についてはこの規程の定めるところによる。
- 第2条 宿日直は登庁を要しない日又は退庁後において、本来の勤務に従事しないで庁舎設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受および庁内の監視等の業務に従事するものとする。
- 第3条 宿日直の勤務時間は次のとおりとする。
- 1 宿直勤務は、毎日、午後5時から翌日の午前8時30分までとする。
  - 2 日直勤務は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、休假日の件に規定する日等については、午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午後零時30分から午後5時までとする。
- 第4条 宿日直は満20才以上の事務職員（非常勤職員を除く）について、各勤務場所ごとに必要な人員を勤務させるものとする。ただし女子職員については、日直勤務のみとする。
- 第5条 健康診断の結果、宿日直が不相当と指示された者、その他、免除することが適当と認められる者については、宿日直を免除することができる。
- 第6条 庶務課庶務係長は、翌月分の宿日直の割当を定め勤務日の一週間前までに当該職員に通知しなければならない。
- 2 宿日直者が宿日直を命ぜられた日に出張その他、あらかじめ勤務できない理由のあるときは変更を求めることができる。
- 第7条 宿日直を命ぜられた者が病気その他、勤務することのできない、やむを得ない事由の生じた場合は速やかに、庶務課庶務係長に届け出なければならない。この場合庶務係長は直ちに代勤者を定め本人に通知するものとする。
- 第8条 宿日直者は勤務につく前に庶務課、又は前番者から事務を引き継ぎ、宿日直日誌鍵等を受け取り、勤務が終了したときは、これを庶務課又は、次番者に引き継がなければならない。
- 第9条 宿日直者は勤務中みだりに宿日直室を離れてはならない。
- 2 宿日直者は勤務時間を経過したのちであつても事務引継を終了しないうちは退庁してはならない。
- 第10条 宿日直者は宿日直日誌に勤務時間中に処理した事項を記入し署名押印するものとする。
- 第11条 宿日直者は火災、盗難等を発見したときは、守衛および作業員を指揮し臨機の処

置を講ずるとともに、それぞれ消防署又は警察署に急報しかつ庶務課長、会計課長及び関係者に速報しなければならない。

第12条 この規程に定めるもののほか、宿日直について必要な事項は別に指示するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和25年1月1日から施行する。
- 2 この改正は、昭和28年1月1日から施行する。
- 3 この改正は、昭和35年4月1日から施行する。

### 37. 学長候補者選考規程

#### お茶の水女子大学学長候補者選考規程

第1条 学長候補者の選考はこの規程に基づきその全過程を協議会（備考参照）の責任において行う。

第2条 協議会は次の場合学長候補者を選考する。

- 1 学長の任期が満了するとき
- 2 学長が辞任を申し出たとき
- 3 学長が欠員となつたとき

第3条 学長候補者の選考は学長の任期が満了する場合は原則としてその30日前までに行い、学長が辞任を申し出た場合または欠員となつた場合はなるべく速かに行う。

第4条 学長候補者は本学の内外を問わず学識、閱歴、人格、識見等より本学学長として適任と思われる者のうちから選考する。

第5条 協議会は学長候補者を選考するため選挙資格者（別表の通り）の投票により選挙を行う。

<sup>2</sup> この投票は3次に分けて行う。

第6条 第1次選挙は2名以内連記無記名投票による。

第7条 第2次選挙は前条第1次当選者の中から5名以内連記無記名投票により得票順に5名を選出し、第2次当選者とする。但し末位に同点者あるときはこれを加える。

第8条 第3次選挙は第2次当選者について単記無記名投票により得票過半数の者を第3次当選者とする。

<sup>2</sup> 得票過半数の者がいないときは繰返し投票を行う。

<sup>3</sup> 3回の投票をして得票過半数の者がいない時は第3回目の得票順により高点者2名について決選投票を行い得票多数の者を第3次当選者とする。但し同点のときは協議会が決定する。

第9条 協議会は第2次選挙資格者が決定した後に管理委員会を設置し選挙事務を委嘱する。管理委員会に関する規程は別に定める。

<sup>2</sup> 第2次選挙資格者は管理委員となることができない。

<sup>3</sup> 管理委員が第2次当選者となつたときは管理委員を辞退しなければならない。

第10条 協議会は選挙の結果に基づき第3次当選者を次期学長候補者とし学長またはその代理者に報告する。

第11条 学長候補者に対する就任の交渉は協議会があたる。

第12条 学長候補者が学長となることを受諾しないときは他の第2次当選者4名について第8条の選挙を行う。

第13条 前条の学長候補者が学長となることを受諾しないときは第7条及び第8条の規定によつて再選挙を行う。

第14条 各選挙の定足数は4分の3とする。定足数に満たないときは別に期日を定めて行う。但しこの場合は第18条の日数を適宜短縮することができる。

第15条 正当の事由がある者の不在投票は認める。委任及び代理の投票は認めない。但し選挙の結果再投票するときの不在投票は認めない。

第16条 第1次当選者及び第2次当選者はすべて50音順に発表し得票数及び順位は公表しない。

第17条 各選挙はそれぞれ一日中に完了するように行わなければならない。

第18条 第3次選挙は公示の日より1週間後に行う。

第19条 学長の任期は4年とし再選を妨げない。但し再選の場合の任期は2年とし引続き6年をこえて在任することはできない。

第20条 この規程の改正及び解釈につき疑義あるときは協議会がこれを決する。

#### 附 則

この改正規程は昭和32年6月12日から施行する。

#### (別 表)

##### 学長候補者選挙資格者

1 選挙資格者は学長候補者選挙施行する旨公示した日在職する者に限る。但し海外滞在中、休職又は療養を命ぜられた者を除く。

<sup>2</sup> 選挙の日までに退職した者は選挙資格を失う。

<sup>3</sup> 選挙権について疑義のあるときは協議会が判定する。

##### 2 第1次選挙資格者

本学専任の文部教官、文部事務官及び文部技官

##### 3 第2次選挙資格者

次の方法によつて選出された37名とする。

1 文教育学部教授会で選挙された者	12名
2 理学部教授会で選挙された者	10名
3 家政学部教授会で選挙された者	6名
4 助手全員中で選挙された者	2名
5 附属学校教官中で選挙された者各学校1名宛	4名
6 文部事務官及び文部技官中で選挙された者	3名



#### 4 第3次選挙資格者

本学専任の教授、助教授、講師及び本学専任の職員で大学教授を兼ねる者。  
(備考)

- 1 協議会は教育公務員特例法第25条及び同施行令第1条に依り評議員及び附属図書館長で構成する。
- 2 協議会は学長の選考を同法第14条及び第25条に依り協議会の議に基づいて学長が定める基準によつて行わなければならない。

### 38. 学長候補者選挙管理委員会規程

お茶の水女子大学学長候補者選挙管理委員会規程

- 第1条 学長候補者選考規程第9条第1項に基づき設置される学長候補者選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は選挙管理の事務に当る。
- 第2条 委員は次の者を協議会が委嘱する。

1 各学部より1名ずつ推薦された者	3名
2 附属教官中より推薦された者	2名
3 文部事務官及び文部技官中より推薦された者	2名
計	7名
- 第3条 委員会には委員の互選により委員長及び副委員長各1名をおく。
- 第4条 委員長は本会を代表し事務を掌理する。副委員長は委員長を助け事故あるときはその職務を代理する。
- 第5条 委員会は選挙に当り次の事務を行う。
  - 1 選挙資格者を調査して協議会の承認を受け名簿を作成する。
  - 2 投票の場所、投票期日等選挙に必要な事項を選挙資格者へ通知する。
  - 3 投票用紙(様式は別紙)を選挙当日投票場において交付する。  
但し選挙当日正当の事由で投票できない旨申し出のあつた時は、事情を調査し事前に所定の用紙を交付する。選挙資格者は必要事項を記入し、密封した封筒に記名調印したものを投票前日までに委員会に提出し委員長はこれを管理する。
  - 4 投票の際は投票箱の管理に当り、常時委員が3名以上立会わねばならない。
  - 5 開票の際は有効無効の判定に当る。この場合には委員の3分の2以上の出席を必要としその判定は出席者の過半数をもつて決定する。但し可否同数のときは委員長が決定する。
  - 6 有効無効の判定は次の通り定める。
    - イ 同1人を連記した投票はこれを1票とし有効とする。
    - ロ 交付された所定用紙以外の投票は無効とする。
    - ハ 所定以上の者を連記投票した時は無効とする。
    - ニ 投票用紙に必要な事項以外のことを記入したときは無効とする。

第6条 委員会は第1次投票の結果を50音順による氏名表をもつて発表する。

第7条 委員会は第2次投票の結果を50音順による氏名表をもつて教授会に報告する。

第8条 第3次投票によつて学長候補者が決定したとき、委員長はその結果を協議会に報告する。

第9条 委員は各選挙を通じて各人の得票数及び順位を委員外に発表することはできない。但し第3次投票の結果はそのつど投票場において発表する。

第10条 委員長は選挙管理事務が終了したときは各選挙の記録を整理してこれを学長又はその代理者に提出しなければならない。

第11条 各選挙の記録は庶務課に備え付け有権者の閲覧に供する。

#### 附 則

この改正規程は昭和32年6月12日より施行する。

### 39. 学部長候補者推薦内規

お茶の水女子大学学部長候補者推薦内規

- 第1条 学部長(又はその代理者以下同じ)は教授の意見を徴し後任学部長候補者を選考してこれを学長に推薦する。
- 第2条 学部長の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。
- 第3条 学部長は任期の終る30日以前に後任候補者を選考する。  
任期中に退職転任しようとするときも又同じ。
- 第4条 学部長が死亡その他やむを得ない事由で退職したときは当該学部へ属する年長評議員がその代理者となつて後任学部長候補者を選考する。
- 第5条 学部長候補者の選考をするには次の手続による。
  - 1 学部長は後任候補者選考の期日を1週間前に予告する。
  - 2 第1条の意見は専任教授より徴するものとする。
  - 3 意見を徴するには投票をもつて行う。
  - 4 投票の結果過半数を得た者を学部長の候補とする。
- 第6条 前条による投票の結果過半数を得た者のないときには次の手続によつて選考する。
  - 1 前条の投票によつて順位を定められる場合は上位者2名を採る。
  - 2 最高点者又は次点者が2名を超えるときは次の方法によつて候補者2名を選定する。
    - (1) 最高点者が2名を超えるときは、最高点者全員について第2次の投票を行い上位者2名を決定する。その結果なお同点者2名を超えるときは年長者2名を採る。
    - (2) 最高点者が1名で次点者が1名を超えるときは、次点者全員について第2次の投票を行い、前号の方法を準用して1名を採る。

(3) 前各号の方法で2名の決定を見た時はその氏名を発表し、発表後1週間を経た後に改めて投票を行う。

(4) 前号の投票で過半数を得た者を学部長の候補者とする。同点の時は年長者を採る。

第7条 投票はすべて無記名单記投票とする。

定足数は専任教授の4分の3（外国滞在中の者を含まない）とする。

定足数に満たない場合は別に期日を定めてこれを行う。この場合の予定期日は第5条第1号によらず適宜短縮して差支えない。

第8条 投票は書面又は委任を以てすることができる。書面を以て投票しようとするときは、所定の投票用紙に記入の上厳封し封筒に署名捺印して事務局長に提出しておく。委任による場合は所定の委任状に署名捺印の上事務局長に提出しておく。

第9条 投票には各学部教授の申し合せによつて専任の助教授及び講師を加えることができる。

第10条 選挙事務については事務局長（事務局長事故ある時は庶務課長）が当りその記録を作り学部長の承認を得て学長に報告する。開票は学部長及び教授間に於て互選された教授2名の立会人をもつて行う。

附 則

本内規は昭和26年5月2日より実施する。

ただし本年6月1日任期の終了するものについては第3条の規定はこれを適用しない。

#### 40. 附属図書館長候補者選考規程

お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程

第1条 附属図書館長候補者の選考はこの規程に基づき学長が行う。

第2条 附属図書館長候補者を次の場合に選考する。

- 1 館長の任期が満了するとき
- 2 館長が辞任を申し出たとき
- 3 館長が欠員となつたとき

第3条 館長候補者の選考は任期の満了する場合はその30日前までに行い、辞任の申し出又は欠員となつた場合はなるべく速に行う。

第4条 館長の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

第5条 館長候補者は本学専任の教授のうちから選考する。

第6条 館長候補者を選考するため専任の教授、助教授、講師及び本学専任の職員であつて大学教授をかねるものの投票によつて選挙を行う。

<sup>2</sup> この選挙は2次に分けて行い1日中に完了する。

<sup>3</sup> 選挙期日は1週間前に予告する。

第7条 第1次選挙は2名連記無記名投票によつて行い得票順に候補者4名を選出する。

但し末位に同点者あるときはこれを加える。

第8条 第2次選挙は前条候補者について単記無記名投票を行い最高点者を館長候補当選者とする。但し得票同位の場合は年長者を当選者とする。

第9条 正当の理由があるときは選挙権者は不在投票をすることができる。但し委任による投票は認めない。

第10条 第7条の選挙による候補者は50音順に発表し、得票数及び順位は発表しない。

第11条 選挙に関する事務は事務局長がこれに当り、投票立会人は庶務課長及び図書館事務局長とする。

第12条 開票は各学部長が立会つて行う。

第13条 この規程の改正及び解釈について疑義のあるときは協議会が決定する。

附 則

この規程は昭和28年10月14日よりこれを施行する。

#### 41. 教官選考規程

お茶の水女子大学教官選考規程

第1条 評議会規程第12条第4号の規程による教官の人事に関する基準ならびに手続はこの規程による。

第2条 専任及び兼任の教授、助教授ならびに常勤の講師の採用及び昇任については、その所属する教授会において、選考委員会を設け、その審査を経るものとする。

第3条 選考委員会は、その所属する学部の長を委員長とする次の委員をもつて構成する。但し一般教育担当教官については第4条、附属学校の長ならびに附属学校の教官については第17条ないし第19条の規定による。

- 1 当該学科主任教授。（欠員のときはその代理者）
- 2 当該学科教授中より1名。
- 3 近接学科教授中より2名。

第4条 専門講座の置かれていない一般教育ならびに外国語を担当する教官の選考委員会の所属は、人文科学系列、社会科学系列ならびに外国語の場合は文教育学部、自然科学系列の場合は理学部とする。

委員長は各所属する学部の長とし、次の委員をもつて構成する。

- 1 当該系列あるいは外国語の一般教育委員会委員。
- 2 当該学科教授中より1名。
- 3 近接学科教授中より2名。（前号の該当者が無い場合は3名）

但しこの場合は、他学部に属する一般教育担当教官を含むものとする。

第5条 前2条各号の教授が、欠員又はその他の理由で該当者が無い場合は、教授以外の教官とする。

第6条 特に必要があるときは、当該教授会及び評議会の同意を得て、次の者を第3条各

号の委員として委嘱することができる。

1 第1号及び第2号の委員にかえて前任の教授、名誉教授及び他の大学教授である非常勤講師。

2 第3号の委員として他学部に属する近接学科の教授。

第7条 委員は次の方法によつて選出する。

1 当該学科の委員は、その学科の教官が選出する。

2 近接学科の決定は、その都度教授会において行い、委員は、教授会において無記名投票によつて決定する。

第8条 各専攻は、1学科とみなすことができる。

第9条 委員長は、委員会を召集して議長となる。

第10条 委員会は、別に定める内規に従つて、各候補者の人格、学歴、経歴、研究業績及び指導能力、健康状況等について審査し、本学教官として適任者と認められた者2名以内を決定して、教授会へ報告する。

第11条 教授会は、委員会の報告に基づいて1週間後に無記名投票によつてその賛否を決定し、学部長は、その結果を学長へ推薦する。前項の教授会の成立には、構成員の4分の3以上の出席を要し、その4分の3以上の賛否をもつて決定する。但し書面による投票を認める。

第12条 前条の教授会構成員には、兼任者を含み外国出張、休職及び療養を命ぜられた者を含まない。

第13条 選考委員会提案の候補者が、教授会で否決されたときは、更に選考する。但し否決された候補者は、満1カ年を経過しなければ、同一学科目について再び選考することはできない。

第14条 停年その他の事由によつて、退職又は転出の予定される者の後任は、事前に選考することができる。

第15条 非常勤講師の場合は、学部長が学科主任と協議の上、この手続きによらないで、教授会の同意を得て学長へ推薦する。

第16条 助手の場合は、学科主任が選考の上、前条に準じて取扱う。

第17条 附属学校の長となる教官の選考委員会は、学長を委員長とする次の委員をもつて組織する。

1 学部長。

2 教育学科の主任教授。

3 各学部から選出された教授各1名。

4 附属学校の長（欠員のときはその事務を代理するもの）。

5 当該附属学校所属の教諭中から選出された者1名。

第18条 前条委員会の選考の結果は、附属学校の所属する学部の教授会の議を経、かつ評議会の承認を得て決定する。

第19条 附属学校の教官の人事は、附属学校の長が選定した候補者を、附属学校運営委員

会の議に附して決定し、委員長は学長へ推薦する。

附 則

1 この規程は昭和28年2月11日から施行する。

2 この改正は昭和33年6月1日より施行する。

## 42. 教官選考の基準に関する内規

お茶の水女子大学教官選考の基準に関する内規

### 1. 教授候補者

(1) 学位（博士）を有する者。

(2) 研究業績のある者。

(3) 大学教授、助教授又は講師の経歴がある者。

(4) 専門の学術技能に秀いで教授たるにふさわしい者。

但し附属学校長を併任する教授は、前各号の外、学校管理の能力を考慮しなければならない。

### 2. 助教授候補者

(1) 学位（博士）を有する者。

(2) 研究業績のある者。

(3) 大学教授又は専任講師の経歴がある者。

(4) 大学の助手又はこれに準ずる職員として5年以上在職の者。

(5) 大学院学生として5年以上在学した者。

(6) 大学卒業後にして5年以上研究経歴ある者。

(7) 専門の学術技能に秀いで助教授たるにふさわしい者。

### 3. 講師候補者

教授、助教授の基準に準ずる。但し場合によつては、所要の年限を3年まで短縮することができる。

附 則

この内規は昭和28年2月11日から施行する。

## 43. 附属学校長候補者選考規程

お茶の水女子大学附属学校長候補者選考規程

第1条 附属学校長候補者の選考は、この規程に基づき学長が行う。

第2条 附属学校長候補者は次の場合に選考する。

1 任期が満了するとき。

2 辞任を申し出たとき。

3 欠員となつたとき。

第3条 学校長候補者の選考は、任期の満了する場合は、その30日前までに行い、辞任の申し出又は欠員となつた場合は、なるべく速やかに行う。

第4条 学校長の任期は4年とする。ただし重任は妨げない。

第5条 附属学校長候補者を選考するため委員会を設ける。

第6条 前条の選考委員会の組織並びに選考結果の手續に関しては、大学教官選考規程の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和33年1月10日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在職する附属学校長は昭和33年4月30日をもって任期満了したものとみなす。

### 44. 名誉教授に関する規程

#### お茶の水女子大学名誉教授に関する規程

第1条 本学の学長又は教授として、多年勤務したものであつて、教育上又は學術上特に功績のあつた者に対し、この規程の定めるところにより本学名誉教授の称号を授けることができる。

第2条 前条の勤務年数は、次の標準による。

- 1 教授として20年以上勤務すること。但し本学に対し功労顕著な者及び學術上の功績が特に顕著であつた者は、この年数に達しなくても選考することができる。
- 2 助教授の勤務年数は、その2分の1を、専任講師の勤務年数はその3分の1を第1号の勤務年数に通算することができる。
- 3 本学に包括された、東京女子高等師範学校の校長、教授の勤務年数はその2分の1を第1号の勤務年数に通算することができる。

第3条 兼官者の在職年数は、専任者の場合に準ずる。但し本学との関係の程度を適宜考慮する。

第4条 第1条の該当者に、名誉教授の称号を授けようとするときは、学部長は当該学部教授会構成員の4分の3以上の同意を得て学長に内申する。

学長は前項の内申があつたときは、評議会の議に附して、その4分の3以上の同意を得たときは、名誉教授の称号を授与する。

第5条 学長の職にあつた者に対しては、学長は前条後段の手續を経て、名誉教授の称号を授与する。

第6条 名誉教授の称号の様式は次の通りとする。

(別紙様式略)

第7条 名誉教授には特別の事情がある場合に限り、当該学科研究室の一部の使用を、支障のない範囲内で提供することができる。

前項の場合は当該学部教授会ならびに評議会の同意を得なければならない。

この場合教授会ならびに評議会は、構成員の4分の3以上出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

第8条 この規程の改正は評議会構成員の4分の3以上出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和27年3月12日から施行する。
- 2 東京女子高等師範学校の校長又は教授で、この規程施行前或は昭和27年3月31日までに退職した者に対しては、本規程に準じて東京女子高等師範学校の名誉教授の称号を授与することができる。
- 3 前項の場合の手續は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、教授会において決定する。

### 45. 教授等停年に関する内規

#### お茶の水女子大学教授等停年に関する内規

第1条 本学の教授、助教授及び専任講師の停年は満65才とする。

第2条 学長については別にこれを定める。

第3条 停年の時期は前学年の終りに、これを予告する。

第4条 停年に達したときは、その日の属する学年の末日限り退官するものとする。

第5条 停年退官者に対しては、原則として講師を嘱託しない。但し授業上特別の必要があるときは、当該学部教授会の同意を得て、退官者に週2時間以内の非常勤講師を嘱託することができる。

前項の場合においては、学部、教授会構成員の4分の3以上出席し、その4分の3以上の同意を必要とする。

第6条 前条の非常勤講師については、その期間を1カ年以内とし、継続しようとするときはそのつど前条の手續を経るを要する。

第7条 この内規の改正は、この停年制の適用を受ける者が4分の3以上出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この内規は昭和27年3月12日から施行する。
- 2 この改正は昭和35年3月31日より適用する。

## V 附属施設及び研究施設

### (1) 附属図書館

本館は本学構内の中央部より、やや西南よりに台地の上に位し、延1,496m<sup>2</sup>、クリーム色の鉄筋コンクリート2階建、書庫は3階4層(下部1階2層は積層式書架)、照明は蛍光灯を用い、蒸気暖房の設備を有する。書庫には書籍運搬リフトの設備がある。昭和34年3月竣工し、同年9月18日開館した。

室名・面積・学生座席数は次の通りである。

室名	面積	学生座席数
ロビー	45 m <sup>2</sup>	26
新聞雑誌閲覧室	30 m <sup>2</sup>	12
学生閲覧室	360 m <sup>2</sup>	180
参考図書室	75 m <sup>2</sup>	32
カードフロア	68 m <sup>2</sup>	
出納室	31 m <sup>2</sup>	
書庫	360 m <sup>2</sup>	
資料室兼教官閲覧室	33 m <sup>2</sup>	
館長室兼会議室	42 m <sup>2</sup>	
事務室	46 m <sup>2</sup>	
マイクロカメラ室	22 m <sup>2</sup>	
視聴覚室	23 m <sup>2</sup>	
暗室	11 m <sup>2</sup>	
作業室	14 m <sup>2</sup>	
倉庫	22 m <sup>2</sup>	
その他	314 m <sup>2</sup>	

参考図書室には自由接架の辞書事典類と教授指定の参考書が備え付けてあり、学術雑誌の類は相当数資料室に備えてあるが、そのほかの蔵書は大部分書庫におさめてある。本学の蔵書数は昭和37年5月1日現在で210,700冊であるが、このうち約6割がこの図書館に所蔵されていて、他は各研究室、各部局に貸し出してある。

蔵書の分類は、日本十進分類法とアルファベット順13部門より成る。

貸し出しは館内貸し出しと館外貸し出しとあつて、特定のものを以外に館外にも貸し出し、参考図書室以外は出納式である。

図書館活動としては、図書館月報の発行、書画の展示などを行つている。

(備考 図書館利用規程別掲、規則26)

### (2) お茶の水女子大学食物化学研究所

#### I 沿革

- (1) 昭和33年4月  
特別施設「食物化学研究室」として認められ事業費40万円が計上された。
- (2) 昭和33年6月  
お茶の水女子大学食物化学研究所規程を制定。
- (3) 昭和34年4月  
昭和34年3月31日付文部省令第6号(国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令)により、お茶の水女子大学家政学部に「食物化学研究施設」が設置され、教授1名が講師振替で認められた。

#### II 研究項目

##### 食品成分部門

- (1) 食品の香味に関する研究。
- (2) 食品中の澱粉の状態に関する研究。
- (3) 食品の糖分に関する研究。
- (4) 食品の有機酸に関する研究。
- (5) 食品の糖蛋白質及び複合多糖類に関する研究。

##### 食物微生物部門

- (1) 水解ならびに酸化酵素による食品の酵素化学的研究。
- (2) 好靱性微生物の繁殖による動植物成分の変化に関する研究。
- (3) 耐塩性酵母の食品に対する作用の研究。
- (4) 植物性粘質物の研究。

##### 調理加工部門

- (1) 澱粉の加工に関する研究。
- (2) 食品の低温処理に関する研究。
- (3) 穀類の調理加工食品の改良に関する研究。
- (4) 油脂の調理に関する研究。
- (5) 調理と味覚に関する研究。
- (6) 味付けに関する研究。

##### 栄養部門

- (1) 天然物に存在するアスニルピナーゼ阻害因子に関する研究。
- (2) ビタミンと蛋白質の結合に関する研究。
- (3) アミノ酸の栄養に関する研究。
- (4) 脂質栄養に関する研究。

- (5) 強化食品に関する研究.
  - (6) 乳幼児食に関する研究.
  - (7) 老人食に関する研究.
- (備考, 研究施設規程別掲, 規則29)

### (3) 附属学校

#### 1 附属学校運営委員会規程

第1条 本大学文教育学部附属の高等学校, 中学校, 小学校及び幼稚園に関する主要事項を審議するため, 附属学校運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は次の職員をもつて組織する。

- 1 学部長
- 2 教育学科主任教授
- 3 児童学科主任教授
- 4 教職教育主任教授
- 5 各学部から選出された教授各1名
- 6 附属学校の長
- 7 事務局長

第3条 文教育学部長は委員会を召集してその議長となる。

前条第5号の委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第4条 議長にやむを得ない事故があるときは文教育学部長が指名した委員がその職務を代理する。

第5条 委員の3分の1以上の要求があるときは文教育学部長は委員会を召集する。

第6条 委員会の成立には委員4分の3以上の出席を必要とする。

第7条 委員会の議事は出席者の過半数によりこれを決定する。可否同数のときは議長が決定する。

第8条 議長は必要があると認めるときは委員会の同意を得て委員以外の職員を出席させることができる。

第9条 委員会は次の事項を審議する。

- 1 幼児, 児童及び生徒定員ならびに学級編成に関する事項
- 2 教育実習に関する事項
- 3 教官の人事に関する事項
- 4 重要な施設の設置廃止に関する事項
- 5 附属学校運営上重要な関係をもつ諸団体に関する事項
- 6 大学ならびに附属学校相互の連絡調整に関する重要事項
- 7 その他教育研究及び運営上重要な事項

第10条 委員会の議決事項中重要なものは評議会に提案し又は報告する。

第11条 委員会の議事の手続きその他運営上の必要事項は委員会が定める。

第12条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

幹事は教育学科主任教授をもつてあてる。

#### 附 則

この規程は昭和27年6月18日より施行する。

この改正は昭和34年4月1日より適用する。

#### 2 文教育学部附属高等学校規程

##### 第1章 目 的

第1条 附属高等学校は学校教育法第41条の規定に基づいて教育を行ない, かつ高等学校教育の理論及び実際に関する研究ならびにその実証をするとともに, 学生に教育実習を行なわせることを目的とする。

##### 第2章 編 制

第2条 附属高等学校は9学級に編制する。

第3条 附属高等学校の生徒数は女子450人とする。

第4条 職員は校長, 教頭, 教諭, 養護教諭及び事務職員で組織する。

##### 第3章 教 育 課 程

第5条 附属高等学校の教育課程は本学の教育計画に基づき附属学校相互間の緊密な関連のもとに構成する。

第6条 附属高等学校の教科は国語, 社会, 数学, 理科, 保健体育, 芸術, 家庭, 外国語とする。

第7条 附属高等学校の教育課程には前条に掲げる教科の外に教育上有効な生徒の諸活動を包含させる。

##### 第4章 入 学, 退 学, 転 学, 休 学, 停 学 及 び 卒 業

第8条 入学志願者については別に定める方法により選抜の上入学を許可する。

第9条 次の各号の1に該当する者は退学を命ずることがある。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し, その他生徒としての本分に反した者
- 5 在学5年をこえた者

第10条 生徒が転学しようとする場合は保護者からその旨を申し出て許可を受けなければならぬ。

第11条 生徒が病気またはその他の事由により休学または退学しようとする場合は, 保護者からその旨を申し出て許可を受けなければならない。

第12条 次の各号の1に該当する者は出席停止を命ずることがある。

- 1 伝染性疾患のため出席を停止させた方がよいと認められる者

2 性行不良で出席を停止させた方がよいと認められる者  
第13条 附属高等学校の全課程を修了した者には卒業証書を授与する。

#### 第5章 学年学期及び休業日

第14条 附属高等学校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第15条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第16条 休業日を次の通りとする。

国民の祝日

日曜日

創立記念日 11月29日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

#### 第6章 検定料入学科及び授業料

第17条 入学を志願する者は入学願書に添えて検定料500円を納めなければならない。

第18条 入学科は500円とし指定の期日までに納めなければならない。入学科を納めない者は入学許可を取り消す。

第19条 授業料は年額3,600円とし次の2期に分けて納めなければならない。

第1期 1,800円 4月8日から15日以内

第2期 1,800円 10月1日から15日以内

第20条 納入した検定料、入学科及び授業料はこれを返付しない。

第21条 休学期間中の授業料はこれを徴収しない。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和28年2月20日より施行する。
- 2 この改正は昭和31年4月1日より施行する。
- 3 第19条に定める授業料は昭和30年度以前の入学者にたいしては、なお従前の額による。

### 3 文教育学部附属中学校規程

#### 第1章 目 的

第1条 附属中学校は学校教育法第35条の規定に基づいて教育を行ない、かつ中学校教育の理論及び実際に関する研究ならびにその実証をするとともに、学生に教育実習を行なわせることを目的とする。

#### 第2章 編 制

第2条 附属中学校は9学級に編制する。

第3条 附属中学校の生徒数は男女合わせて450人とする。

第4条 職員は校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員で組織する。

#### 第3章 教育課程

第5条 附属中学校の教育課程は本学の教育計画に基づき、附属学校相互間の緊密な関連のもとに構成する。

第6条 附属中学校の教科は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語及び道徳とする。

第7条 附属中学校の教育課程には、前条に掲げる教科の外に教育上有効な生徒の諸活動を包含させる。

#### 第3章 入学、退学、転学、停学及び卒業

第8条 入学志願者については別に定める方法により選抜の上入学を許可する。

第9条 次の各号の1に該当する者は退学を命ずることがある。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 5 在学5年をこえた者

第10条 生徒が他の中学校に転学しようとする場合は、保護者からその旨を申し出て許可を受けなければならない。

第11条 次の各号の1に該当するものは出席停止を命ずることがある。

- 1 伝染病疾患のため出席を停止させた方がよいと認められる者
- 2 性行不良で出席を停止させた方がよいと認められる者

第12条 附属中学校の全課程を修了した者には卒業証書を授与する。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

第13条 附属中学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第14条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第15条 休業日は次の通りとする。

国民の祝日

日曜日

創立記念日 11月29日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

附 則

- 1 この規程は昭和28年2月20日より施行する。
- 2 この改正は昭和33年1月10日より施行する。

#### 4 文教育学部附属小学校規程

##### 第1章 目 的

第1条 附属小学校は学校教育法第17条の規定に基づいて、教育を行ない、かつ小学校教育の理論及び実際に関する研究ならびにその実証をするとともに、学生に教育実習を行わせることを目的とする。

##### 第2章 編 制

第2条 附属小学校は、18学級に編制する。

第3条 附属小学校の児童数は、男女児合せて720人とする。

第4条 職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員で組織する。

##### 第3章 教育課程

第5条 附属小学校の教育課程は、本学の教育計画に基づき、附属学校相互の緊密な関連のもとに構成する。

第6条 附属小学校の教科は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育とする。

第7条 附属小学校の教育課程には、前条に掲げる教科の外に、道徳、特別教育活動、学校行事等その他教育上有効な児童の諸活動を包含させる。

##### 第4章 入学、転学及び卒業

第8条 入学志願者については、別に定める方法により、選抜の上入学を許可する。

第9条 児童が他の小学校に転学しようとする場合は、保護者からその旨を申し出て、許可を受けなければならない。

第10条 附属小学校の全課程を修了した者に対しては、卒業証書を授与する。

##### 第5章 学年、学期及び休業日

第11条 附属小学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第12条 附属小学校の学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第13条 休業日は次の通りとする。

国民の祝日

日 曜 日

創立記念日 11月29日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

#### 附 則

- 1 この規程は昭和28年2月20日より施行する。
- 2 この改正は昭和33年1月10日より施行する。

#### 5 文教育学部附属幼稚園規程

##### 第1章 目 的

第1条 附属幼稚園は学校教育法第77条の規定に基づいて、教育を行ない、かつ幼稚園教育の理論及び実際に関する研究ならびにその実証をするとともに、学生の幼児教育実習を行わせ、併せて幼児の心身の研究をすることを目的とする。

##### 第2章 編 制

第2条 附属幼稚園は6学級に編制する。

第3条 附属幼稚園の幼児数は男女児合せて約210人とする。

第4条 幼児の年齢は3才及び4才から小学校に就学するまでとする。

第5条 職員は園長、教諭、養護教諭及び事務職員で組織する。

##### 第3章 教育課程

第6条 附属幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領の基準により、本学の教育計画に基づき、附属学校相互間の緊密な関連のもとにこれを構成する。

##### 第4章 入園、退園及び修了

第7条 入園者募集については別にこれを定める。

第8条 半途退園を希望するものはその事由を明記した退園届を提出しなければならない。

第9条 保育修了者には卒業証書を授与する。

##### 第5章 学期、保育日数、保育時数及び休業日

第10条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。1年を分けて3学期とする。

第1学期 4月1日より8月31日まで

第2学期 9月1日より12月31日まで

第3学期 翌年1月1日より3月31日まで

第11条 保育日数は年間220日を基準とし毎週の保育時数は凡そ24時間とする。夏季休業前後3週間以内は18時間まで減ずることができる。

第12条 休業日は次の通りとする。

国民の祝日

日 曜 日

創立記念日 11月29日

春季休業 4月1日より4月7日まで

夏季休業 7月11日より9月10日まで

冬季休業 12月25日より翌年1月7日まで

##### 第6章 入園料及び保育料



第13条 入園料は300円とし指定の期日までに納めなければならない。

入園料を納めないものは入園許可を取消す。

第14条 保育料は年額2,700円とし次の2期に分けて納めなければならない。

第1期 1,350円 4月8日から15日間

第2期 1,350円 10月1日から15日間

第15条 納入した入園料及び保育料はこれを返付しない。

第16条 欠席期間中の保育料はこれを免除しない。

附 則

- この規程は昭和28年2月20日より施行する。
- この改正は昭和31年4月1日より施行する。
- 第14条に定める保育料は昭和30年度以前の入園者にたいしては、なお従前の額による。

#### 6 附属学校園の教頭に関する規程

第1条 お茶の水女子大学文教育学部に附属する小学校、中学校、高等学校、幼稚園（以下「附属学校園」という。）に、それぞれ教頭1人を置く。

第2条 教頭は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第8条に規定する資格を有するものでなければならない。

第3条 教頭は、当該附属学校園の教諭（新たに任用される者を含む）のうちから、学長がこれを選考する。

- 学長は、教頭を選考にあたっては、附属学校運営委員会の意見を聞くものとする。
- 附属学校運営委員会の組織ならびに、運営については附属学校運営委員会規程の定めるところによる。

第4条 教頭は、当該附属学校園の校長の職務を助け、当該附属学校園の校務を整理する。

- 校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、当該附属学校園の教頭は、その職務を代行するものとする。

附 則

この規程は、昭和33年1月10日から適用する。

附 則

この規程は、昭和34年4月1日から適用する。

## Ⅵ 土地建物

### ・(1) 用途別土地面積

区 分	所 在 地	国 有 地	借 地	計	国 有 地	借 地	計
		坪	坪	坪	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
お茶の水女子大学	東京都文京区大塚町35番地	33,861	0	33,861	111,937	0	111,937
お茶の水女子大学宿舎	東京都文京区大塚町56番地	772	0	772	2,552	0	2,552
お茶の水女子大学第1寄宿舍	東京都板橋区仲町2番地		2,427	2,427	0	8,023	8,023
お茶の水女子大学第2寄宿舍	東京都文京区高田老松町17番地	980	0	980	3,238	0	3,238
お茶の水女子大学第3寄宿舍	東京都文京区大塚町35番地 大学敷地と共用						
お茶の水女子大学東村山郊外園	東京都北多摩郡東村山町野口字萩山2697の3	1,000	6,042	7,042	3,305	19,968	23,273
お茶の水女子大学志賀高原体育運動場	長野県下高井郡山内町字東館7149		10,000	10,000		33,058	33,058
合 計		36,613	18,469	55,082	121,032	61,049	182,081

### (2) 所在地別用途別建物面積

区 分	名 称	構 造	建 坪	延 坪	建 坪	延 坪
			坪	坪	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
東京都文京区大塚町35番地地区			6,208	10,997	20,507	36,339
大 学			3,409	6,083	11,262	20,102
	大 学 本 館	鉄筋コンクリート 造3階建	988	2,507	3,266	8,287
	講 堂	鉄筋コンクリート 造2階建	296	460	978	1,520
	図 書 館	鉄筋コンクリート 造2階建	166	370	548	1,223
	書 庫	鉄筋コンクリート 造3階建4層	36	109	119	360
	食物化学研究所	鉄筋コンクリート 造3階建	36	96	119	317
	学 生 会 館	鉄筋コンクリート 造2階建	174	278	575	919
	事 務 局 庁 舎	木 造 2 階 建	125	219	413	723
	第 1 別 館	木 造 2 階 建	320	490	1,057	1,619
	音 楽 練 習 室	木 造 2 階 建	88	176	290	581

第2別館	木造2階建	62	103	204	340
合併教室	木造平家建	113	113	373	373
体育館	木造平家建	280	280	925	925
ヘルスセンター	木造平家建	35	35	115	115
その他		690	847	2,280	2,800
附属高等学校		714	1,667	2,359	5,510
高等学校	鉄筋コンクリート造3階建	470	1,414	1,553	4,674
雨天体操場	木造平家建	108	108	357	357
昇降口及更衣室	木造平家建	95	95	314	314
その他		41	50	135	165
附属中学校		561	990	1,852	3,271
中学校	鉄筋コンクリート造3階建	129	397	426	1,312
旧校舎	木造2階建	160	321	528	1,061
雨天体操場	鉄骨造平家建	168	168	555	555
技術科教室	木造平家建	56	56	185	185
その他		48	48	158	158
附属小学校		689	1,219	2,276	4,028
小学校	鉄筋コンクリート造2階建	518	1,048	1,712	3,464
雨天体操場	木造平家建	109	109	360	360
給食場	木造平家建	35	35	115	115
その他		27	27	89	89
附属幼稚園		408	408	1,348	1,348
幼稚園	鉄筋コンクリート造平家建	381	381	1,259	1,259
その他		27	27	89	89
第3寄宿舍(学内寮)		321	501	1,060	1,654
A棟	木造2階建	82	150	271	495
B棟	木造2階建	80	150	264	495
食堂	鉄筋コンクリート造	112	112	370	370
その他		47	89	155	294

お茶の水女子大学本部宿舎	職員宿舎 6棟	106	129	350	426
東京都文京区大塚町56番地地区					
お茶の水女子大学宿舎	職員宿舎 5棟	122	122	403	403
東京都文京区高田老松町17番地地区					
お茶の水女子大学第2寄宿舍(老松寮)		0	0	0	0
東京都板橋区仲町2番地地区					
お茶の水女子大学第1寄宿舍(大山寮)		650	1,052	2,152	3,482
	1号棟(蘭)	67	129	222	427
	2号棟(竹)	80	151	265	500
	3号棟(梅)	80	151	265	500
	4号棟(菊)	98	184	324	609
	5号棟(月)	122	234	404	774
	その他	203	203	672	672
東京都北多摩郡東村山町野口字萩山地区					
お茶の水女子大学東村山郊外園	生徒控室その他	189	189	624	624
長野県下高井郡山ノ内町字東館地区					
お茶の水女子大学志賀高原体育運動場	寮	50	91	165	301
総計		7,219	12,451	23,851	41,149

註(昭37年度予算配賦済のものを含む)

Ⅶ 職 員

38. 3. 1 現在

学 長	教 授	久 米 又 三
名 譽 教 授	理 学 博 士	保 井 コ ノ
名 譽 教 授	理 学 博 士	黒 田 チ カ
名 譽 教 授	文 学 博 士	石 川 謙 道
名 譽 教 授		巖 山 政 道
評 議 員		
学 長	教 授	久 米 又 三
文 教 育 学 部 長	教 授 文 学 博 士	藤 田 健 三 治 郎 次
理 学 部 長	教 授 理 学 博 士	阿 阪 三 治 郎 次
家 政 学 部 長	教 授	谷 田 古 宙 三
文 教 育 学 部 教 授		市 古 宙 三 弘
文 教 育 学 部 教 授		鍋 島 能 昇
理 学 部 教 授	理 学 博 士	坂 上 治 郎
理 学 部 教 授	理 学 博 士	林 太 郎
理 学 部 教 授	理 学 博 士	内 海 誓 一 郎
家 政 学 部 教 授		松 村 康 平
家 政 学 部 教 授	農 学 博 士	稻 垣 長 典
家 政 学 部 教 授		松 元 文 子
事 務 局		
事 務 局 長	文 部 事 務 官	町 田 稻 尾
庶 務 課		
庶 務 課 長	文 部 事 務 官	飯 村 大 吉
課 長 補 佐	文 部 事 務 官	荻 野 宗 宣
庶 務 係 長	文 部 事 務 官	橋 田 弘 久
人 事 係 長	文 部 事 務 官	神 田 幸 一
文 書 係 長	文 部 事 務 官	石 垣 宏
会 計 課		
会 計 課 長	文 部 事 務 官	青 木 鷹 司
課 長 補 佐	文 部 事 務 官	野 村 正 実
總 務 係 長	文 部 事 務 官	村 上 不 三 男
出 納 係 長	文 部 事 務 官	岡 本 春 雄

用 度 係 長	文 部 事 務 官	奥 田 功 蓉
管 財 係 長	文 部 事 務 官	小 池 芙 蓉
施 設 課		
施 設 課 長	文 部 技 官	塩 野 米 吉
企 画 係 長	文 部 技 官	野 村 直 樹
營 繕 係 長	文 部 技 官	大 塚 政 雄
学 生 部		
学 生 部 長(併)	教 授	岡 徹
学 生 課		
学 生 課 長	文 部 事 務 官	中 田 は る
学 生 係 長	文 部 事 務 官	添 谷 東 吾 夫
課 外 活 動 係 長	文 部 事 務 官	内 野 公 夫
厚 生 課		
厚 生 課 長	文 部 事 務 官	高 石 英 作
厚 生 係 長	文 部 事 務 官	村 野 与 四 郎
学 寮 係 長	文 部 事 務 官	樺 沢 嘉 六
附 属 図 書 館		
附 属 図 書 館 長(併)	教 授	大 槻 虎 男
事 務 長	文 部 事 務 官	竹 内 和 子
總 務 係 長	文 部 事 務 官	大 門 竜 夫
司 書 係 長	文 部 事 務 官	今 北 静 弥
一 閱 覧 係 長	文 部 事 務 官	福 本 健
文 教 育 学 部		
学 部 長	教 授 文 学 博 士	藤 田 健 治
哲 学 科	教 授(主 任) 文 学 博 士	藤 田 健 治
	教 授	勝 部 真 長 子
	助 教 授	石 塚 富 士 彦
史 学 科	教 授(主 任)	尾 鍋 輝 一 彦 良
	教 授	中 村 古 宙 三
	教 授	市 古 宙 三 子
	助 教 授	赤 木 志 津 子
	助 教 授	中 村 英 久
	助 教 授 手	和 高 田 瀨 恭 子
地 理 学 科	教 授(主 任) 理 学 博 士	渡 辺 光





物理学科

教授(主任) 坂 上 治 郎  
 物理学博士  
 教授 下 瀬 恒 人  
 物理学博士  
 教授 阿 阪 三 郎  
 物理学博士  
 教授 石 黒 英 一  
 物理学博士  
 助理 小 川 静 子  
 物理学博士  
 助理 橋 爪 夏 樹  
 物理学博士  
 助理 大 野 鑑 子  
 物理学博士  
 助理 廣 池 英 子  
 物理学博士  
 助理 田 中 翠 子  
 物理学博士  
 助理 望 月 昌 子  
 物理学博士  
 助理 龜 井 理 夫  
 物理学博士  
 助理 清 水 幹 夫  
 物理学博士  
 助理 大 井 喜 久 夫  
 物理学博士  
 助理 大 島 裕 子  
 物理学博士  
 助理 森 本 せ 子  
 物理学博士  
 助理 小 森 登 規 子  
 物理学博士  
 助理 木 村 淑 子  
 物理学博士  
 教授(主任) 立 花 太 郎  
 物理学博士  
 教授 林 太 郎  
 物理学博士  
 教授 内 海 誓 一 郎  
 物理学博士  
 教授 阿 武 喜 美 子  
 物理学博士  
 教授 中 西 正 城 子  
 物理学博士  
 助理 塩 田 三 千 夫  
 物理学博士  
 助理 瀬 野 信 子  
 物理学博士  
 助理 岡 嶋 正 枝  
 物理学博士  
 助理 奥 田 典 夫  
 物理学博士  
 助理 前 島 正 子  
 物理学博士

(在外中休職)

(在外中休職)

(在外中休職)

(在外中休職)

(在外中)

化学科

(在外中)

(在外中休職)

生物学科

(在外中)

理学部 事務部  
 事務 長  
 学務 係 長  
 家政学 部 長  
 児童学 科  
 食物学 科

助手 大 夏 橋 昌 子  
 生物学博士  
 教授(主任) 津 山 尚 三  
 生物学博士  
 教授(併) 久 米 又 三  
 生物学博士  
 教授 大 槻 虎 男  
 生物学博士  
 教授 岡 徹  
 生物学博士  
 教授 柳 田 為 正  
 生物学博士  
 教授 荒 木 忠 雄  
 生物学博士  
 教授 塚 本 晃  
 生物学博士  
 教授 太 田 次 郎  
 生物学博士  
 教授 新 関 滋 也  
 生物学博士  
 教授 木 下 清 一 郎  
 生物学博士  
 教授 団 仁 子  
 生物学博士  
 教授 今 井 百 里 江 子  
 生物学博士  
 教授 和 田 恒 代 子  
 生物学博士  
 教授 渡 辺 洋 子  
 生物学博士  
 教授 吉 井 貴 美 江 子  
 生物学博士  
 教授 岡 田 順 子  
 生物学博士  
 教授 小 川 幸 也  
 生物学博士  
 教授 筑 井 克 己  
 生物学博士  
 教授 谷 田 閱 次  
 生物学博士  
 教授 津 守 泰 真  
 生物学博士  
 教授 辻 村 康 男  
 生物学博士  
 教授 松 井 信 義  
 生物学博士  
 教授 浅 見 千 鶴 子  
 生物学博士  
 教授 磯 部 景 子  
 生物学博士  
 教授 黒 江 静 子  
 生物学博士  
 教授 稻 垣 長 典  
 生物学博士

被服学科

家政学部共通

家政学部事務部

事務長

学務係長

家政学部附属食物化学研究所

所长(併)

第1部

第2部

第3部

第4部

事務部

教授(併) 木原 芳次郎  
 農学博士  
 教授 松元 文子  
 教授 山西 貞  
 農学博士  
 助教授 福場 博保子  
 農学博士  
 講師 吉松 藤子彦  
 教授(主任) 矢部 章彦次  
 工学博士  
 教授 谷田 閱澄子  
 教授 柳沢 澄子  
 医学博士  
 助工学博士 松川 哲哉  
 助工学博士 林 雅子  
 助教授 石山 彰子  
 講師 伊藤 秋子  
 文部事務官 三輪 誠一  
 文部事務官 栗山 儀一  
 教授 木原 芳次郎  
 農学博士  
 教授(併)(主任) 阿武 喜美子  
 農学博士  
 教授(併) 山西 貞  
 農学博士  
 助教授(併) 瀬野 信子  
 理学博士  
 教授(併)(主任) 大槻 虎男  
 理学博士  
 助教授(併) 塚本 晃  
 理学博士  
 助手(併) 今井 百里江子  
 教授(主任) 木原 芳次郎  
 農学博士  
 教授(併) 松元 文子  
 講師(併) 吉松 藤子  
 教授(併)(主任) 稲垣 長典  
 農学博士  
 助教授(併) 福場 博保子  
 農学博士  
 会計課長(併)(主任) 青木 鷹司也  
 理学部事務長(併) 小川 幸也  
 家政学部事務長(併) 三輪 誠

## VII 学 生

(1) 学生の定員及び現員

学 科 部 別	定 員 各学部 共同	現 員				計	
		37年度 入 学	36年度 入 学	35年度 入 学	34年度 入 学		
文 教 育 学 部	哲 学 科	10	13	13	9	14	49
	史 学 科	15	18	16	17	21	72
	地 理 学 科	12	16	14	14	15	59
	国文学専攻	25	26	27	26	27	106
	中国文学専攻	5	7	7	8	7	29
	英文学専攻	15	18	21	23	22	84
	教育学専攻	20	23	18	28	22	91
	体育学専攻	15	9	12	11	12	44
	音楽教育学専攻	12	13	12	12	15	52
	計	129	143	140	148	155	586
理 学 部	数 学 科	20	19	21	19	21	80
	物 理 学 科	20	20	18	18	21	77
	化 学 科	20	20	17	19	19	75
	生 物 学 科	20	20	(動) 8 (植) 9	(動) 10 (植) 10	(動) 10 (植) 10	77
計	80	79	73	76	81	309	
家 政 学 部	児 童 学 科	15	19	17	26	21	83
	食 物 学 科	15	21	22	20	21	84
	被 服 学 科	15	19	17	18	19	73
	産 業 教 育 教 員 課	10					
	計	55	59	56	64	61	240
總 計	264	281	269	288	297	1,135	

専攻科学生の定員及び現員

学 部 別	定 員	現 員	備 考
文教育学専攻科	30	11	外国人留学生(中国)1名を含む
理学専攻科	30	1	
家政学専攻科	15	11	外国人留学生(中国)3名を含む
計	75	23	

幼稚園教員臨時養成課程学生の定員及び現員

定 員	現 員		計	備 考
	37年度入	36年度入		
各学年共同				
30	26	24	50	37年度入学生のうち外国人留学生(シンガポール・タイ)各1名を含む

研究生及び聴講生数

学 部 別	研 究 生	聴 講 生
文 教 育 学 部		8
理 学 部		4
家 政 学 部	1	12
計	1	24

(2) 学生出身地都道府県別一覧表

	昭和37年度	昭和36年度	昭和35年度	昭和34年度以前	計
北海道	2	2	4	2	10
青森	2	2	2	1	7
岩手	1	4	1		6
宮城			1	1	2
秋田	2	3	3		8
山形	1	3		2	6
福島	5	3	3	6	17
茨城	3	3	3	4	13

栃 木	4	6	7	6	23
群 馬	2	2	2	5	11
埼 玉	12	7	2	7	28
千 葉	5	6	3	9	23
東 京	107	94	116	102	419
神 奈 川	23	19	18	26	86
新 潟	4	8	4	7	23
富 山	6	7	7	3	23
石 川	4	1	2	3	10
福 井		3	2	1	6
山 梨	4	6	2	5	17
長 野	17	15	12	14	58
岐 阜	1	1		2	4
静 岡	7	11	14	17	49
愛 知	9	8	8	12	37
三 重			3	1	4
滋 賀				2	5
京 都	3				3
大 阪	1	3	1	2	7
兵 庫	6	5	6	5	22
奈 良				1	1
和 歌 山	1	1	1		3
鳥 取		1	1	3	5
島 根	2		2	1	5
岡 山	7	5	4	9	25
広 島	3	4	9	2	18
山 口	3	4	5	7	19
徳 島	2	1	4	1	8
香 川	7	7	6	5	25
愛 媛	4	4	7	2	17



高知	3	2	2	2	9
福岡	3	6	5	2	16
佐賀	1	2	3	4	10
長崎	2	1	1	1	5
熊本	2		1	2	5
大分	2	3	2	1	8
宮崎	2		2	3	7
鹿児島	2	1	1	1	5
沖縄	2	3	2	2	9
中国	1	1	4	2	8
タイ	1	1			2
マラヤ				1	1
計	281	269	288	297	1,135

備 考

昭和38年4月から大学院家政学研究科（修士課程）が設置され次の専攻課程がおかれることになっております。

なお、これに伴ない家政学専攻科は廃止されます。

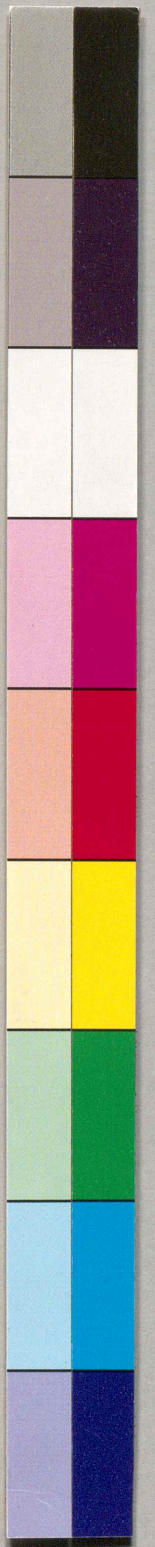
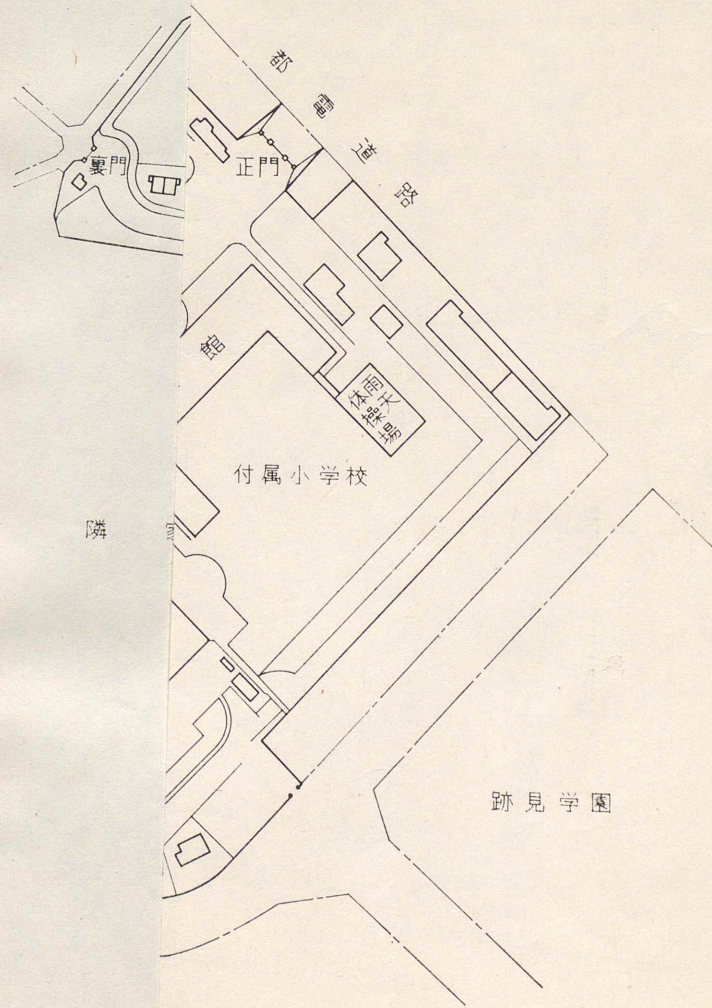
児童学専攻

食物学専攻

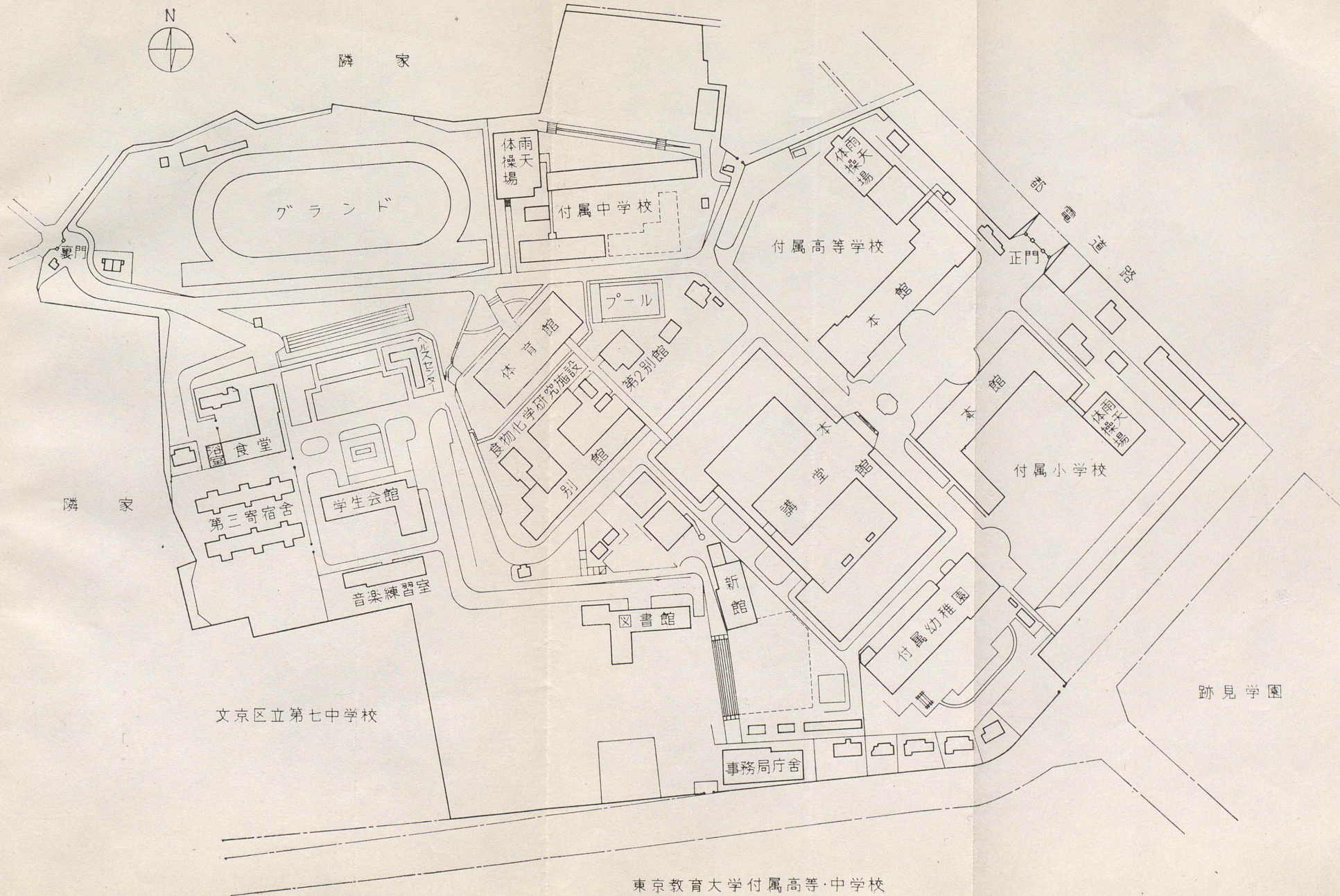
被服学専攻

水戸の真田氏（源頼朝）村文相平次郎宗大の墓は、寛政8年（1796）に  
、寺に建てられた。この墓は、真田氏の墓である。  
、寺に建てられた。この墓は、真田氏の墓である。

大寺堂  
真田寺  
真田寺

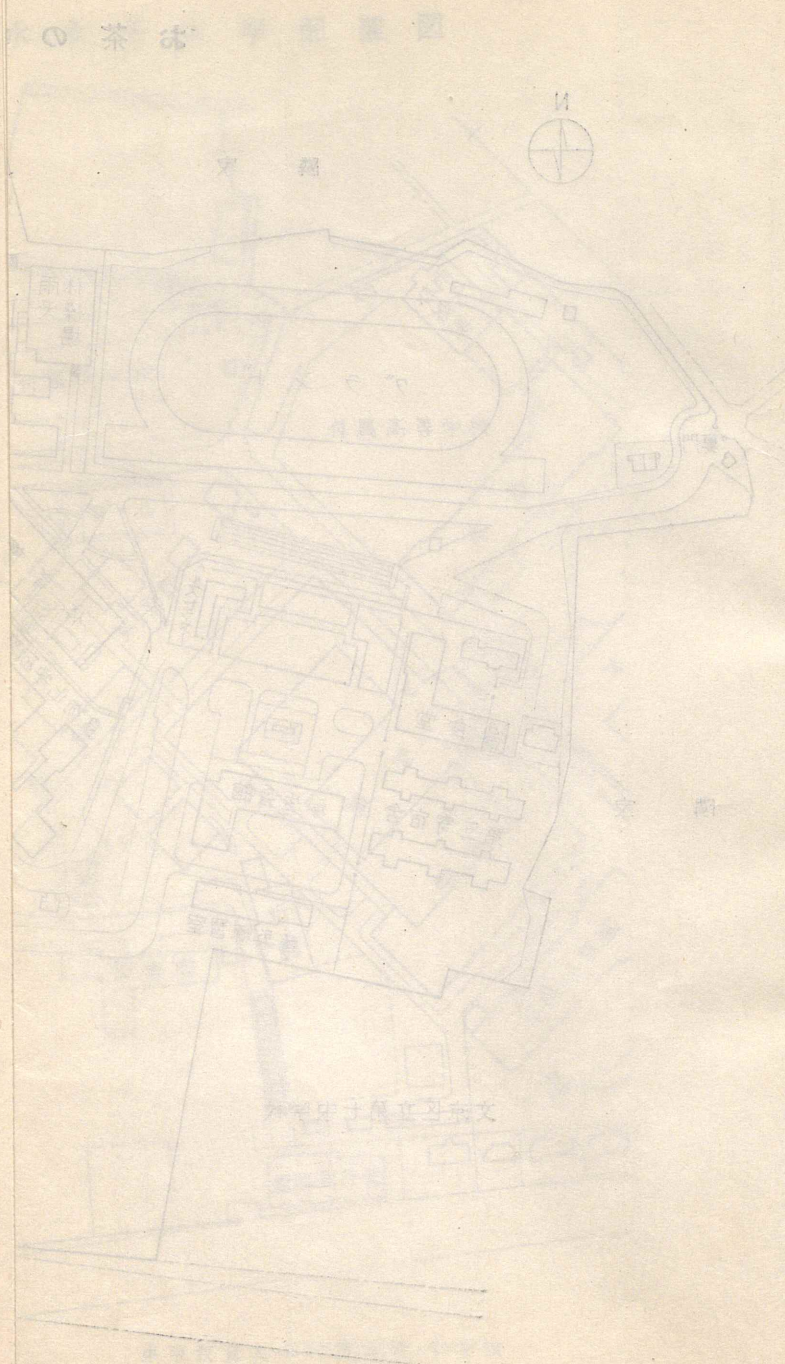


お茶の水女子大学配置図



文京区立第七中学校

東京教育大学付属高等・中学校



お茶の水女子大学要覧

昭和38年3月25日 印刷

昭和38年3月30日 発行

編集  
発行

お茶の水女子大学庶務課

東京都文京区大塚町25番地

電話 (941) 0141 (大代表)

印刷 文雅堂印刷所

東京都千代田区九段1の4

電話 (301) 3985

